

第六次北本市男女行動計画 (北本市男女共同参画プラン)

(案)

令和5年3月

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の背景	2
(1) 国際的な動き	2
(2) 国の動き	4
(3) 埼玉県の動き	5
(4) 北本市の動き	5
3. 計画の性格	6
4. 計画の期間	7

第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1. 統計からみる本市の現状	8
(1) 人口・世帯数の動向	8
(2) 少子高齢化の進行	10
(3) 就業の状況	12
(4) 本市の審議会等の委員における女性の割合	14
2. 男女共同参画に関する意識の状況	15
(1) 調査概要	15
(2) 市民意識・実態調査	16
(3) 事業所アンケート調査	26
3. 第五次計画の評価	28
(1) 取組の推進状況と数値目標の達成状況	28
4. 課題のまとめ	33

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標	35
(1) 基本理念	35
(2) 基本目標	36
2. 施策の体系	38
3. 数値目標	39

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり	41
1－1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成	41
1－2 多様性の尊重の推進	45
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり	47
2－1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進	47
2－2 ワーク・ライフ・バランスの実現	49
2－3 女性のチャレンジ支援	54
基本目標3 あらゆる暴力の根絶	57
3－1 暴力根絶のための意識啓発	57
3－2 相談体制の充実	60
3－3 暴力被害者の保護・支援	63
基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり	66
4－1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	66
4－2 健康で安心して暮らせる環境整備	69
基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化	73
5－1 計画の総合的な推進体制の充実	73
 資料編	76
1. 策定経過	76
2. 北本市男女共同参画審議会規則	78
3. 諮問・答申	82
4. 北本市男女共同参画推進委員会設置規定	87
5. 北本市男女共同参画都市宣言	89
6. 関係法令	90
7. 用語解説	123

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本市では、平成6（1994）年に「北本市男女行動計画」を策定し、以降五次にわたる計画を通じて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進しています。

平成18（2006）年には、男女共同参画の推進に向けて「北本市男女共同参画推進条例」を施行し、市、市民、事業者やその他の機関の責務を明示するとともに、男女共同参画に関して講じた施策の状況を公表すること等を定めました。

この間、全国的な少子高齢化の進行や雇用形態の多様化など、社会経済環境は大きな変化を続け、それに合わせ人々の価値観や生活スタイルも大きく変化しています。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・性犯罪の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が一層高まっています。

豊かな市民生活の実現や社会の持続的な発展のためには、すべての人の個性と能力が發揮される社会、男女共同参画社会の実現が欠かせません。

市では、現行計画の計画期間の満了にあたり、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「第六次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 國際的な動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

【近年の動き】

■ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。そのひとつのゴール 5 には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

■ 「第 64 回国連女性の地位委員会」開催

「北京宣言及び行動綱領」の採択から 25 周年にあたる令和 2（2020）年に「第 64 回国連女性の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」に基づく取組の進捗の速さや深さが不十分であること、依然として大きな格差があり、構造的な障壁、差別的な慣習等が残っていることへの懸念が表明されています。

年	世界の動き
昭和 50（1975）年 国際婦人年	国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択 1985 年までを「国際婦人の 10 年」とすることを宣言
昭和 54（1979）年	国連で「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60（1985）年	第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7（1995）年	第4回世界女性会議「 北京宣言及び行動綱領 」採択 →NGO フォーラムに 3 万人が参加、20 世紀最大の女性集会
平成 12（2000）年	国連特別総会「女性 2000 年会議」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）採択 「ミレニアム開発目標（MDGs：2015 年までの国際目標）」設定（目標 3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上）
平成 22（2010）年	「北京宣言及び行動綱領」採択より 15 年（北京+15） 「第 54 回国連婦人の地位委員会」開催
平成 23（2011）年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関） 正式発足
平成 27（2015）年	「北京宣言及び行動綱領」採択より 20 年（北京+20） 「第 59 回国連婦人の地位委員会」開催 「 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 」採択（ゴール 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）
令和元（2019）年	G20 大阪首脳宣言
令和 2（2020）年	「北京宣言及び行動綱領」採択より 25 年（北京+25） 「第 64 回国連女性の地位委員会」開催

コラム SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

令和12(2030)年を達成の年限として、「誰一人取り残さない(Leave No One Behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、国際社会全体で取り組むこととされています。

国においては、平成28(2016)年に「SDGs実施指針」を策定し、その中でSDGsの達成に向けては、地方自治体等の積極的な取組が不可欠であるとしています。

北本市においても、第五次北本市総合振興計画で位置付ける各施策及び基本事業において、SDGsのゴールやターゲットと結びついた成果指標等を設定するなど、SDGsを取り入れたまちづくりを推進しています。

SDGsは、その前文に「すべての人の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と明記されるなど、ジェンダー平等と女性及び女児のエンパワーメントの実現は、SDGs全体の目的でもあります。

また、ゴール5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利、機会及び責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。

SDGsの17のゴール及びゴール5のロゴマーク



(2) 国の動き

国においては、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第 5 次の計画を策定しています。

また、「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）や育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）などの改正が行われました。

以降、DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

しかし一方で、世界経済フォーラムが令和 4（2022）年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」では、特に政治及び経済分野での格差が大きく、146 か国中 116 位と先進国の中でも低い水準となっています。

【近年の動き】

■ 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

■ 「育児・介護休業法」の改正

令和 3（2021）年 6 月の改正により、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠又は出産の申出をした労働者に対する個別の周知及び意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれ、令和 4（2022）年 4 月より段階的に施行されています。

年	日本の動き
平成 11（1999）年	「男女共同参画基本法」施行
平成 12（2000）年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13（2001）年	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
⋮	
平成 25（2013）年	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
平成 27（2015）年	「女性活躍推進法」施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定
平成 30（2018）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行
令和元（2019）年	「女性活躍推進法」改正 「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」改正
令和 2（2020）年	「第 5 次男女共同参画基本計画」策定
令和 3（2021）年	「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定 「育児・介護休業法」改正

(3) 埼玉県の動き

埼玉県においては、全国に先駆けて平成 12（2000）年に埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、平成 14（2002）年に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定しました。以降、時代に応じた見直しを行いながら、令和 4（2022）年 3 月に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【近年の動き】

■ 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定

人口減少と一層の高齢化の進行が見込まれる中で、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりを目指し、令和 4 年度を初年度とする新たな「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、DV と児童虐待対応の連携強化、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした DV 相談件数の増加等の社会変化や課題へ対応するため、あわせて「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）」も策定されています。

(4) 北本市の動き

本市では、平成 6（1994）年に「北本市男女行動計画」を策定し、以降、五次にわたる改訂を重ね、様々な分野における男女共同参画に関する施策を推進してきました。

また、平成 18（2006）年 7 月に「北本市男女共同参画推進条例」を施行、同年 11 月には「北本市男女共同参画都市宣言」を行っています。

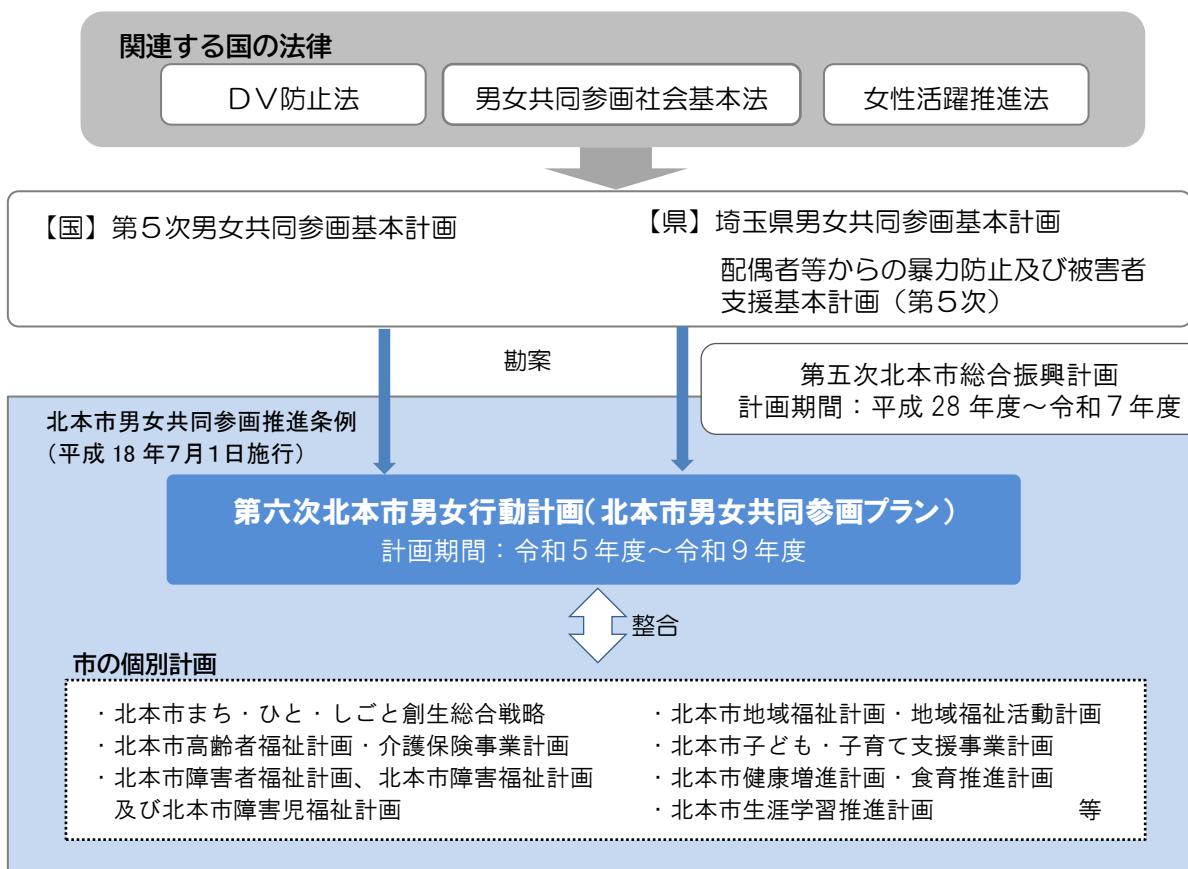
計画の推進にあたっては、様々な年代に応じた意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの実現と政策・意思決定過程の場における女性の登用をはじめとする働く場や地域社会への女性の参画促進、男女がともに子育て及び介護を行うためのサービスの充実、あらゆる暴力を根絶するための意識啓発や相談体制の確立、府内外の様々な主体との連携強化を課題とし、男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を展開してきました。また、「北本市男女共同参画推進条例」第 20 条の規定に基づき、毎年度年次報告書を作成及び公表し、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにしています。

本計画の策定にあたっては、令和 3 年度に「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」と「事業所アンケート調査」を実施しました。

3. 計画の性格

- (1) 本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向を明らかにしたものです。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「北本市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。
- (3) 国及び県の「男女共同参画基本計画」や「第五次北本市総合振興計画」を踏まえるとともに、関連する市の個別計画との整合を図りながら策定しました。
- (4) 北本市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに「第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」の進捗状況や課題を整理し、令和3（2021）年10～12月に実施した「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果等をもとに策定しました。また、令和4年（2022）中に実施したパブリック・コメント手続制度等による市民の提言等も反映しました。
- (5) 市、市民及び事業者等と協働して取り組むものです。

計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。



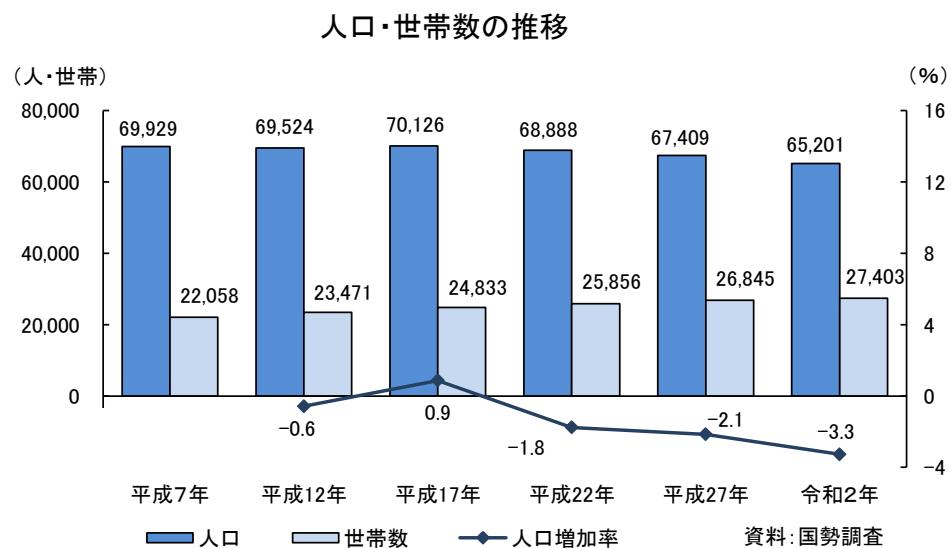
第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1. 統計からみる本市の現状

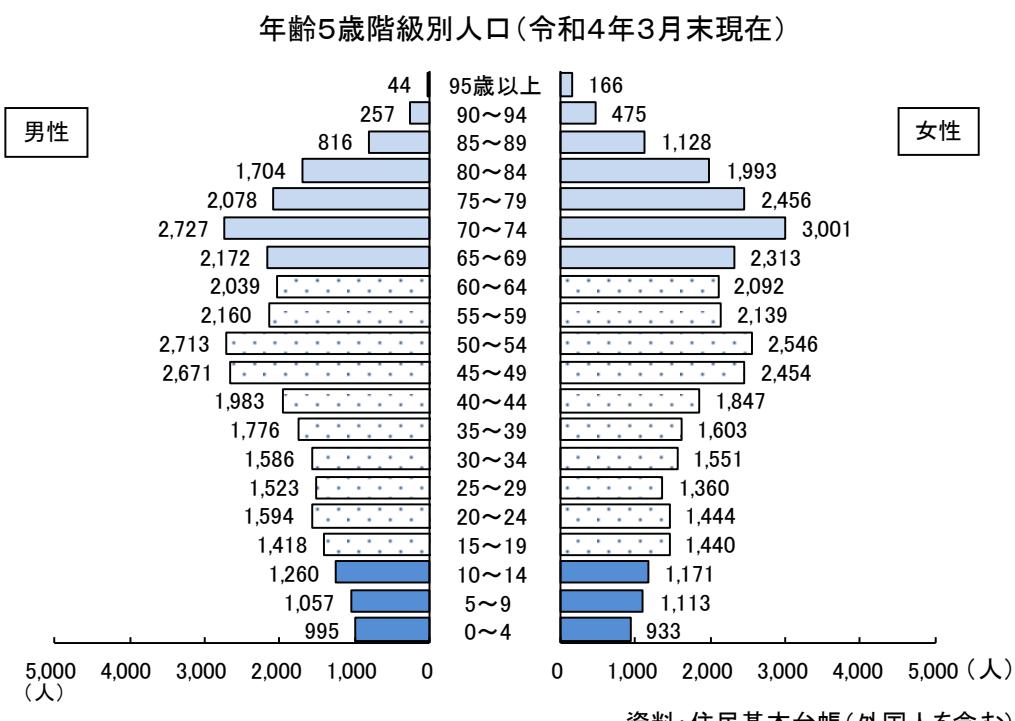
(1) 人口・世帯数の動向

ア 人口の推移

本市の人口は、令和2（2020）年10月1日現在65,201人、世帯数は27,403世帯となっています。平成17（2005）年の70,126人をピークに、以降減少傾向にあります。一方で、世帯数は増加しています。



本市の年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに70～74歳が多く、次いで50～54歳が多くなっています。また、65歳以上ではいずれの年齢階級も女性が男性を上回ります。

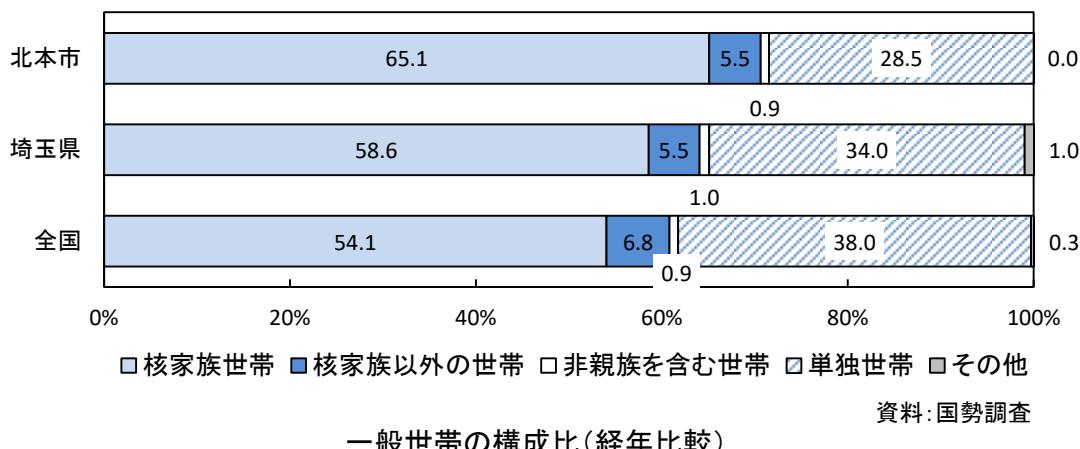


イ 世帯構成

一般世帯を家族類型別にみると、本市では全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。

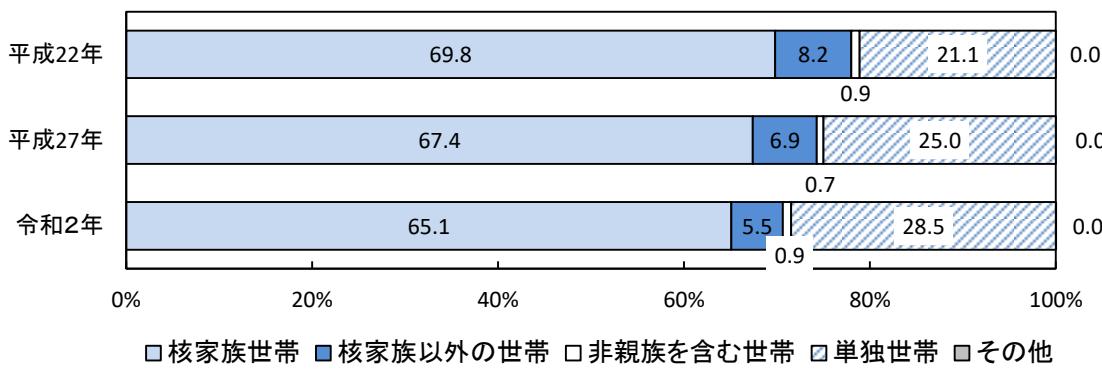
一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」と「核家族以外の世帯」の比率は徐々に減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

一般世帯の構成比(全国・埼玉県との比較 令和2年)



資料:国勢調査

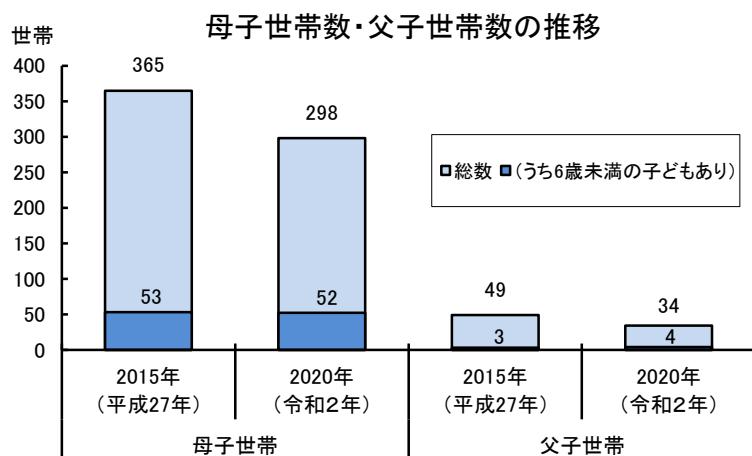
一般世帯の構成比(経年比較)



資料:国勢調査

ウ 母子世帯・父子世帯

母子世帯・父子世帯の数はともに減少傾向にありますが、母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。



資料:国勢調査

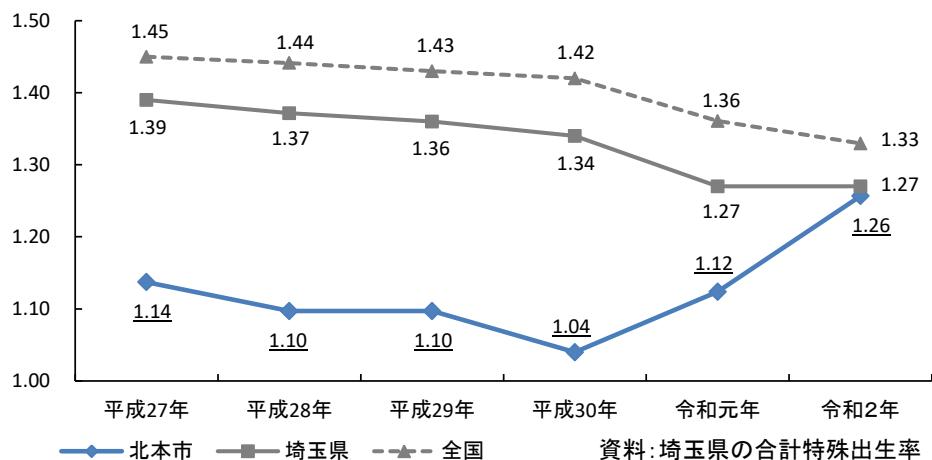
(2) 少子高齢化の進行

ア 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本市は全国、埼玉県の値を下回って推移していましたが、令和2（2020）年では1.26と県と同水準まで回復しています。

鴻巣保健所管内の自治体と比較すると、本市の合計特殊出生率は、上尾市に次いで高い水準となっています。

合計特殊出生率の推移



鴻巣保健所管内における合計特殊出生率の順位(令和2年)

順位	市町村	合計特殊出生率
	埼玉県	1.27
1	上尾市	1.38
2	北本市	1.26
3	鴻巣市	1.20
4	桶川市	1.19
5	伊奈町	1.13

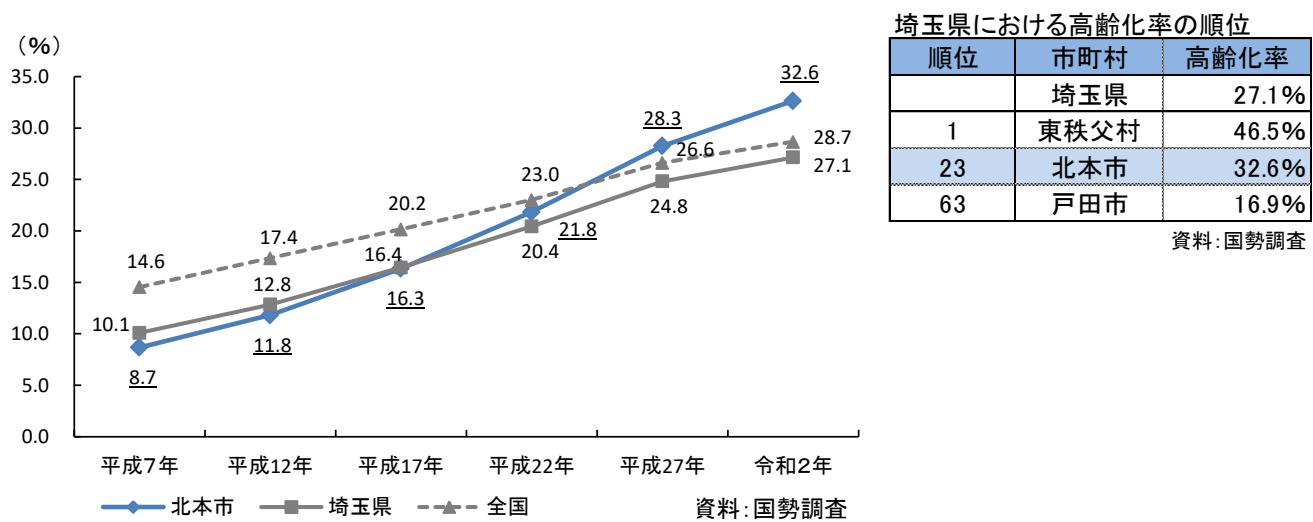
イ 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、平成27年以降、全国、埼玉県を上回って推移しており、令和2(2020)年は32.6%と全国、埼玉県の値との差が大きくなっています。

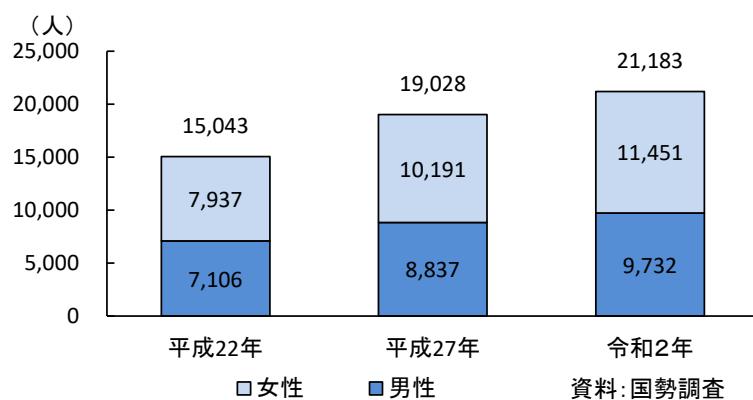
令和2(2020)年の埼玉県における高齢化率の順位をみると、本市は埼玉県で23番目に高くなっています。

また、高齢者人口の推移をみると、増加を続けており、令和2(2020)年21,183人となっています。特に、女性の人数が多く男性を約1,600人上回ります。

高齢化率の推移



高齢者人口(性別)の推移



(3) 就業の状況

ア 女性の労働力率

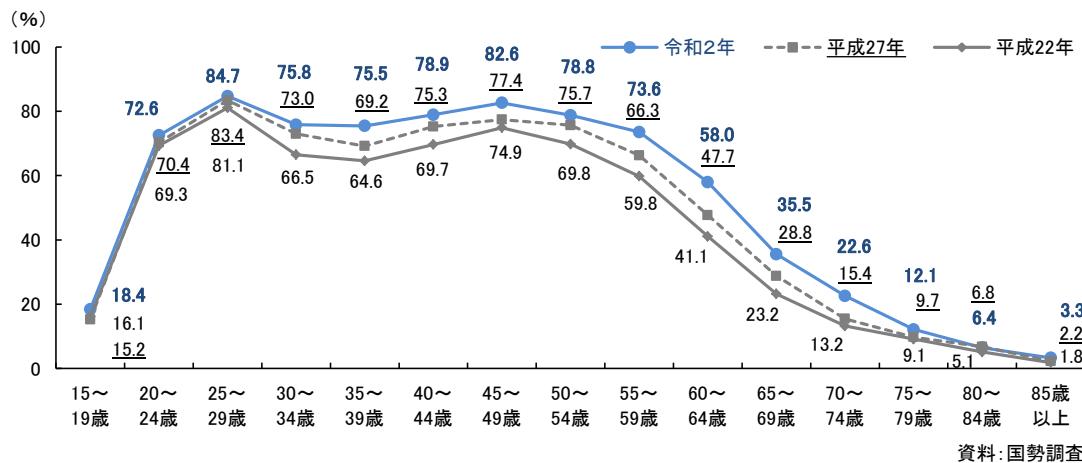
一般的に女性の労働力率は、結婚及び出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。

本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、平成22（2010）年以降、80歳以上のお部を除き、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇し、令和2（2022）年最も高い値となっています。

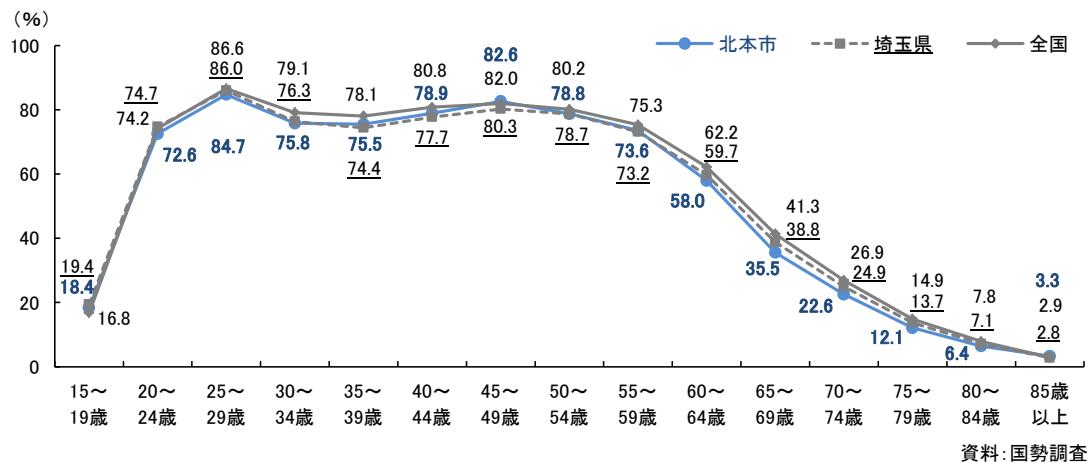
それに合わせ、「M字カーブ」の谷は浅くなり、グラフ全体の形は台形に近づきつつあります。

本市の女性の労働力率を全国及び県と比べると、生産年齢人口である15～64歳は概ね同水準で推移しています。

女性の年齢階級別労働力率(経年比較)



女性の年齢階級別労働力率(全国・埼玉県との比較 令和2年)

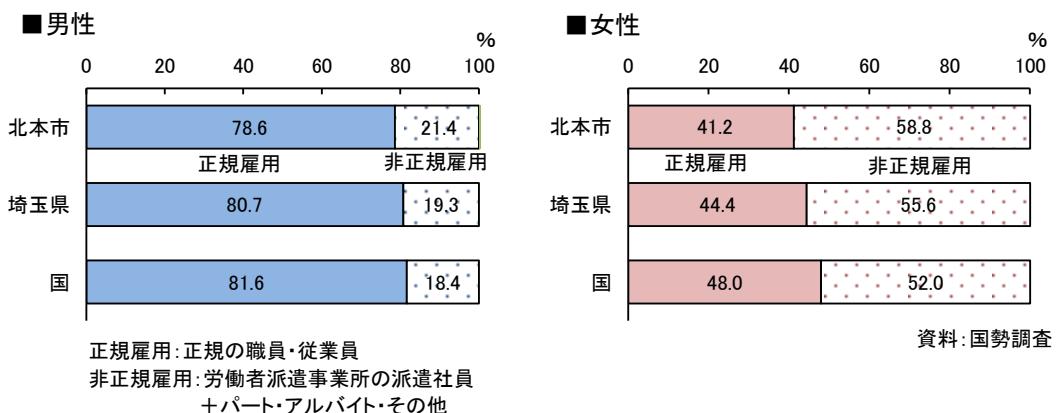


イ 雇用形態

男女別に雇用形態をみると、「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が 41.2%であるのに対し、男性は 78.6%と大きな差が見られます。

また、本市では全国や埼玉県よりも、女性の非正規雇用の割合が高くなっています。

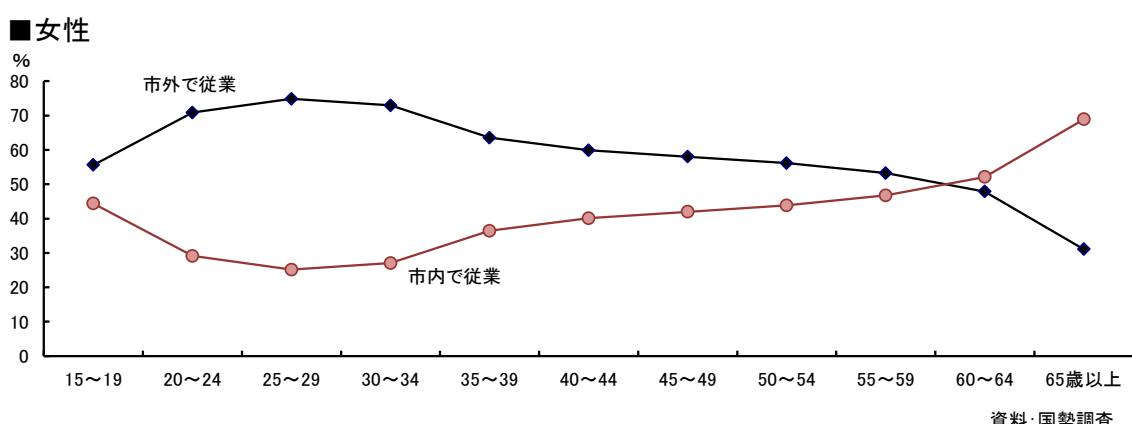
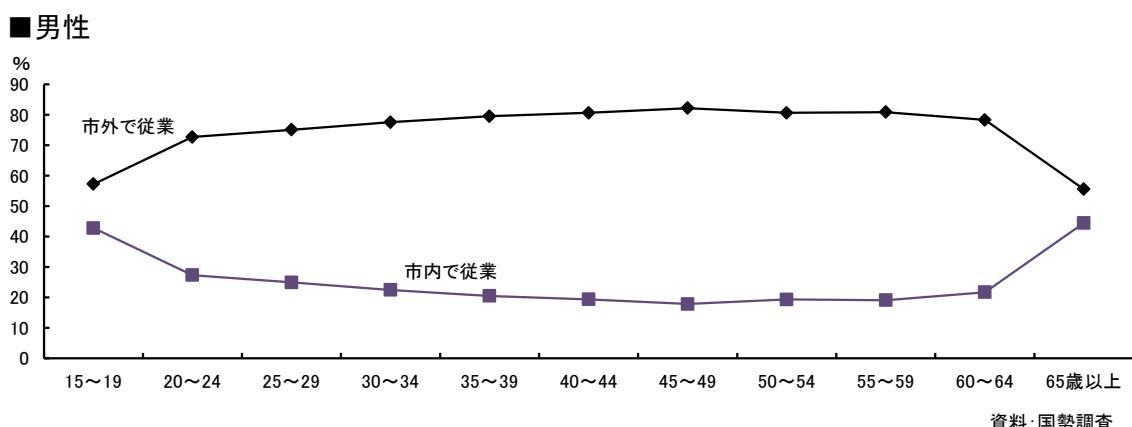
性別の雇用形態の内訳(全国・埼玉県との比較 令和2年)



ウ 市内・市外従業割合

本市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内従業割合をみると、男性は 15~19 歳と 65 歳以上を除く年齢階級で「市外で従業」の割合が 6 割を超えて高くなっています。女性は、30 歳代前半までは「市外で従業」の割合が高いものの、年代が上がるごとに「市内で従業」の割合が高くなり、60 歳代前半を境に「市外で従業」を上回ります。

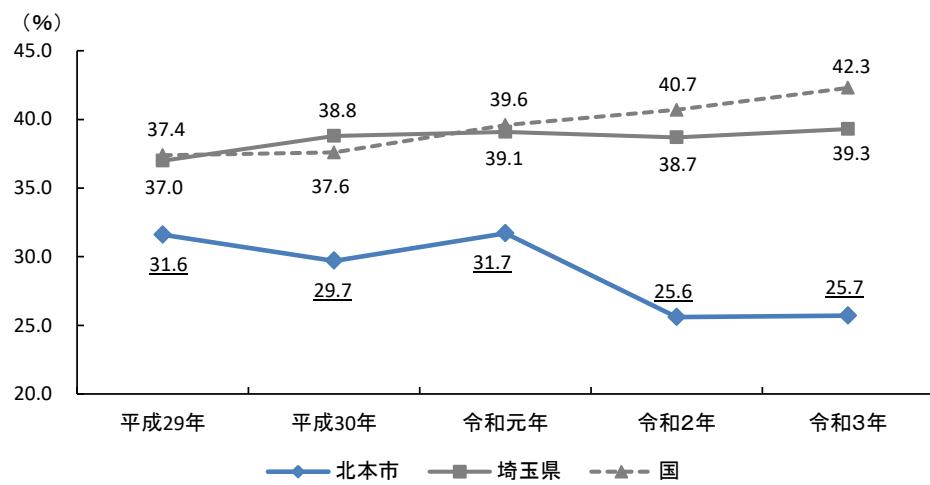
北本市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内従業割合(令和2年)



(4) 本市の審議会等の委員における女性の割合

本市の審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和2（2020）年以降は2割台で推移しており、増加又は横ばい傾向にある全国及び埼玉県との差が大きくなっています。

審議会等の委員における女性の割合



資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2. 男女共同参画に関する意識の状況

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、市民の男女共同参画に関する意識及び実態や、事業者の立場から見た男女共同参画に関する現状や課題等を把握することを目的として、令和3（2021）年10月～11月に市民を対象とした「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」（以下、「市民意識・実態調査」という。）及び11月～12月に市内事業所を対象とした「事業所アンケート調査」を実施しました。

■市民意識・実態調査

調査の概要		
調査の設計	調査対象	満18歳以上の市民
	標本数	2,000人
	抽出方法	年齢及び地域等の層化法により、住民基本台帳から男女各1,000人を無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用）
	調査期間	令和3（2021）年10月30日～11月22日
	有効回収数	953（女性521、男性417、性別無回答他15／調査票用紙による回答661、インターネット回答292）
	回収率	47.7%（女性52.1%、男性41.7%）
調査項目	・男女平等に関する意識について ・家庭生活（家事・育児・介護）と地域活動について ・ワーク・ライフ・バランスについて ・職業生活について ・配偶者等からの暴力などについて ・防災・災害対応における男女共同参画について ・性の多様性について ・北本市の男女共同参画の取組について	

■事業所アンケート調査

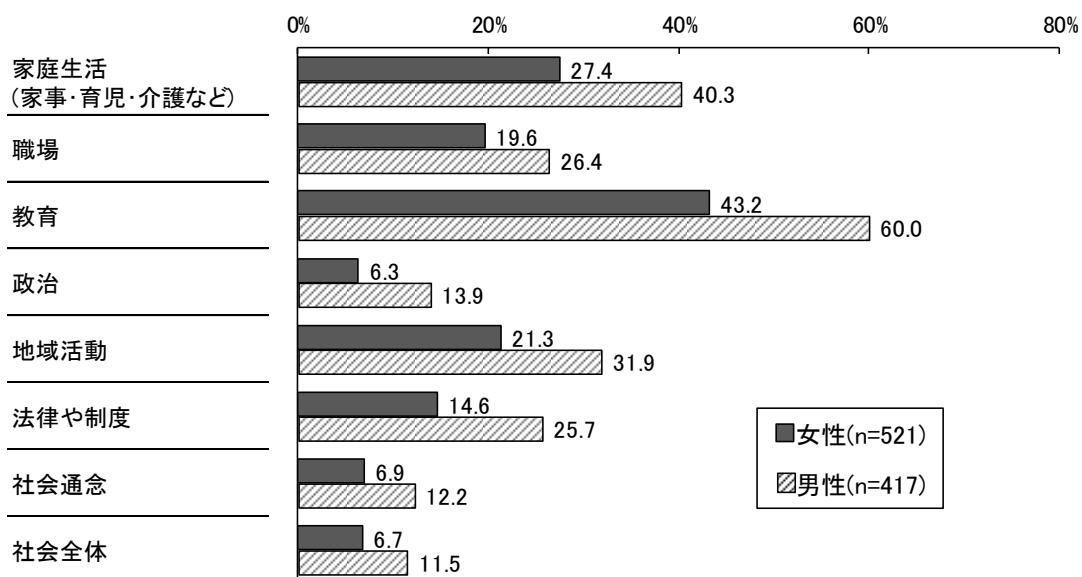
調査の概要		
調査の設計	調査対象	市内事業所
	標本数	200社
	抽出方法	市内事業所より200社を抽出（従業員数50人以上の事業所は全数配布）
	調査方法	郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用）
	調査期間	令和3（2021）年11月17日～12月6日
	有効回収数	73（調査票用紙による回答55、インターネット回答18）
	回収率	36.5%
調査項目	・女性活躍推進への取組について ・女性の管理職登用について ・仕事と育児・介護の両立支援について ・テレワークについて ・職場における各種ハラスメントの防止について ・LGBTQ（性的マイノリティ）等への対応について ・男女共同参画に関する市の施策・制度について	

(2) 市民意識・実態調査

ア 男女の地位の平等

各分野での男女の地位の平等については、いずれの分野でも男性に比べ女性で「平等になっている」割合が低く、特に家庭生活と教育の分野で差が大きくなっています。

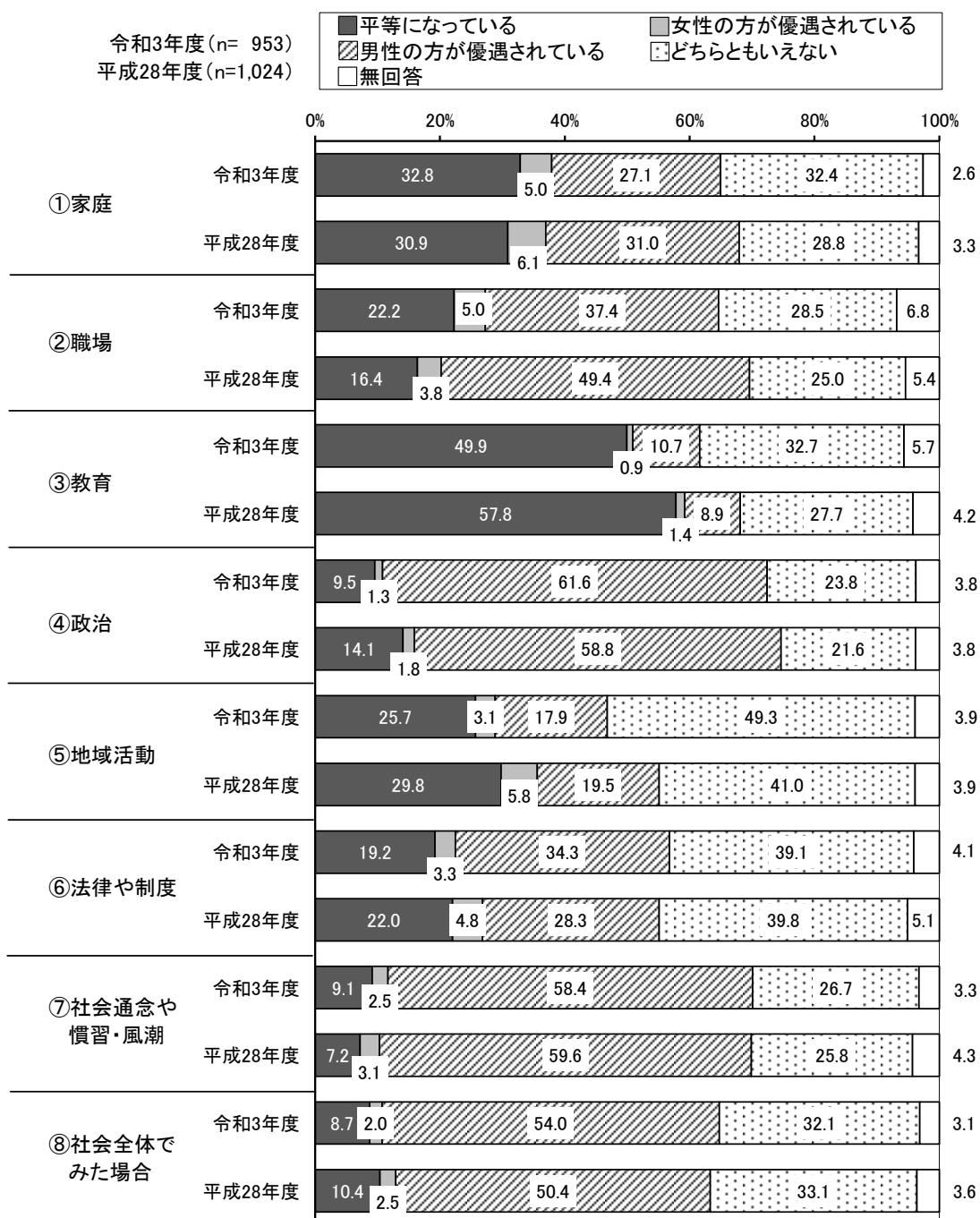
各分野の男女の地位の平等（「平等になっている」割合）【性別】



また、前回調査と比較すると、職場において「男性の方が優遇されている」が12ポイント低下し、「平等になっている」が5.8ポイント上昇しています。

一方で、政治、社会通念や慣習・風潮、社会全体で見た場合ではいずれも「男性の方が優遇されている」が5割を超えており、前回調査から変化が見られません。

各分野の男女の地位の平等【経年比較】

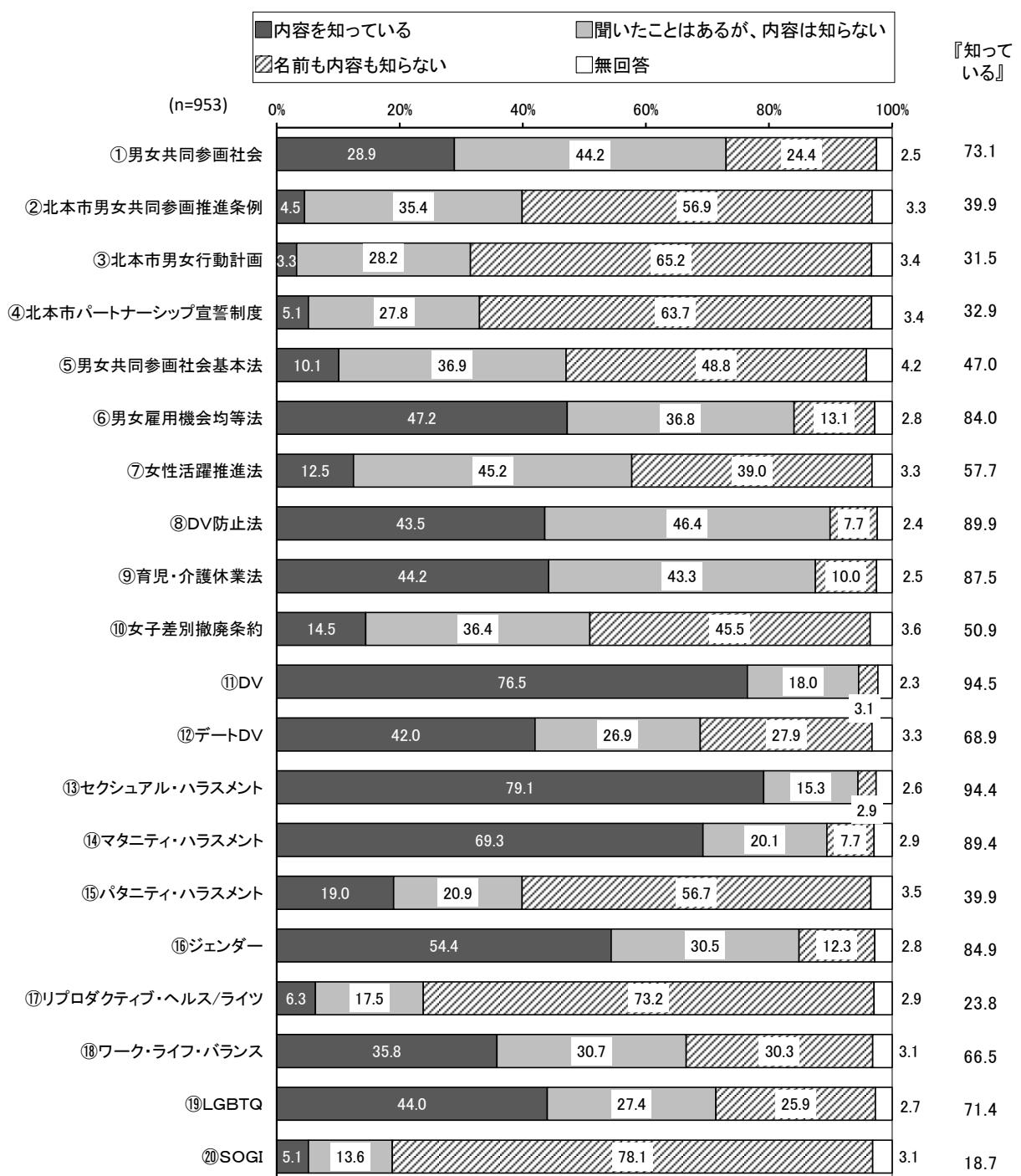


イ 男女共同参画に関する用語等の認知度

男女共同参画に関する用語等の認知度について、「内容を知っている」は、《セクシュアル・ハラスメント》や《DV》、《マタニティ・ハラスメント》などで高くなっています。

一方で、「名前も内容も知らない」は、《SOGI》や《リプロダクティブ・ヘルス／ライツ》で7割を超える高く、《北本市男女行動計画》や《北本市パートナーシップ宣誓制度》、《北本市男女共同参画条例》などの市の条例・計画・施策においても高くなっています。

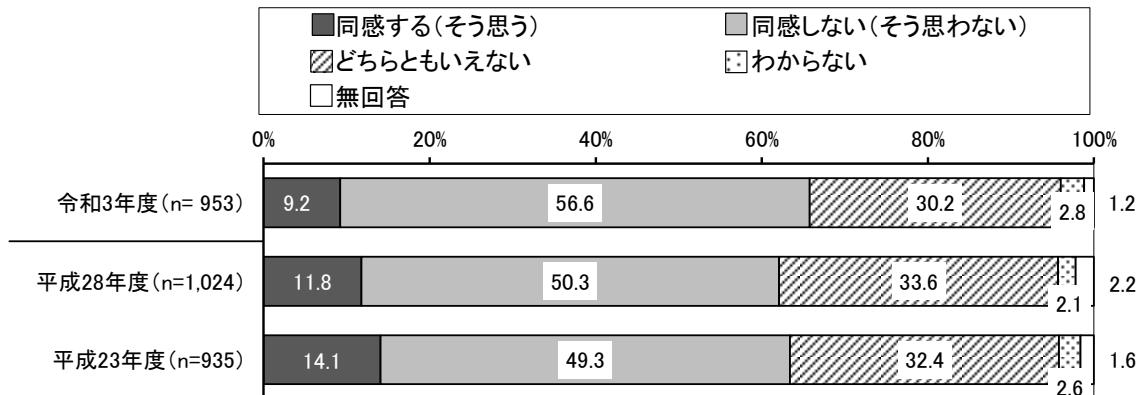
男女共同参画に関する用語等の認知度



ウ 性別による役割分担意識

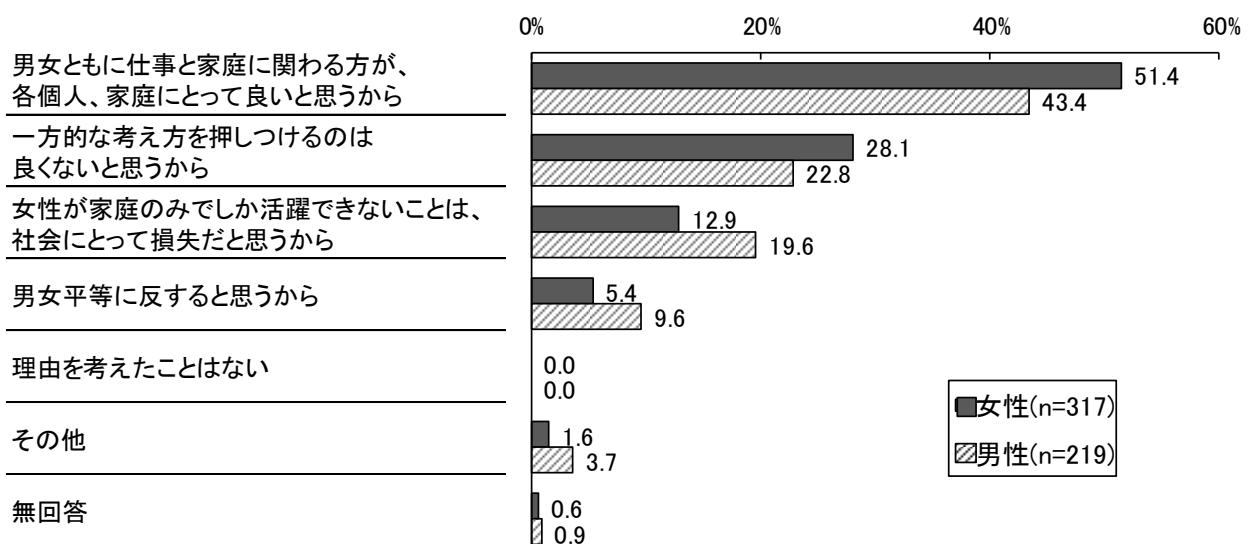
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する回答は、平成23年度の調査に比べ約5ポイント低下しています。反対に「同感しない」との回答は、回を追うごとに上昇し、令和3年度で5割台半ばとなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【経年比較】



「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「同感しない」理由を性別にみると、男女いずれも「男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから」が最も高くなっていますが、その割合は女性が男性を上回っています。反対に、「女性が家庭のみでしか活躍できないことは社会にとって損失だと思うから」は、男性が女性を上回ります。

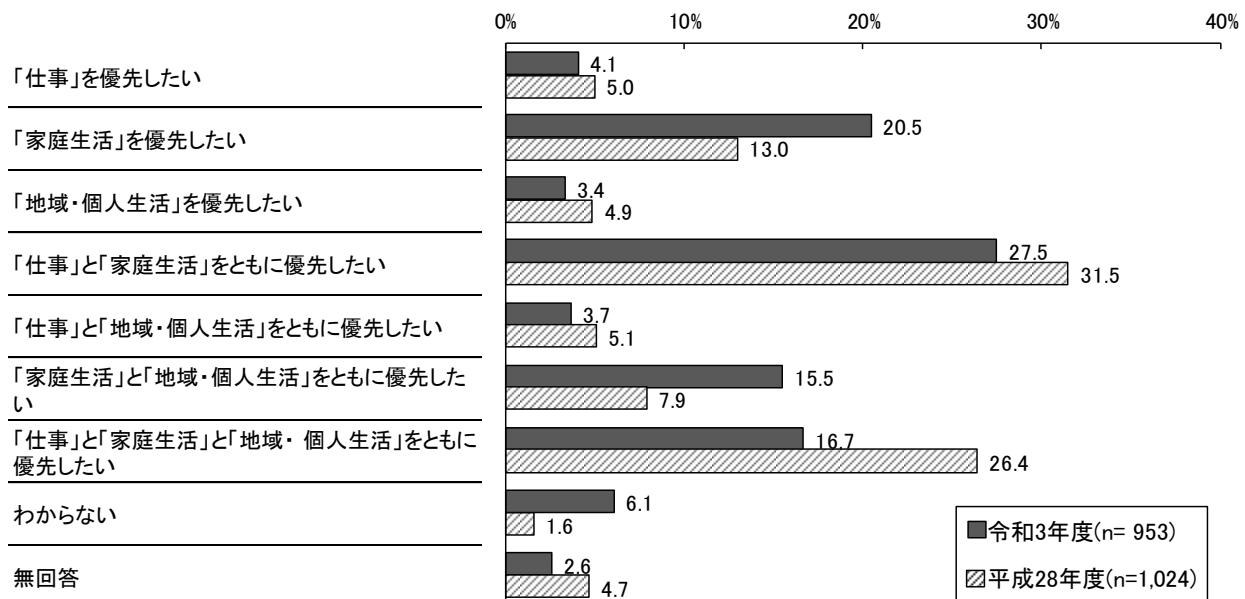
「男は仕事、女は家庭」に同感しない理由（性別）



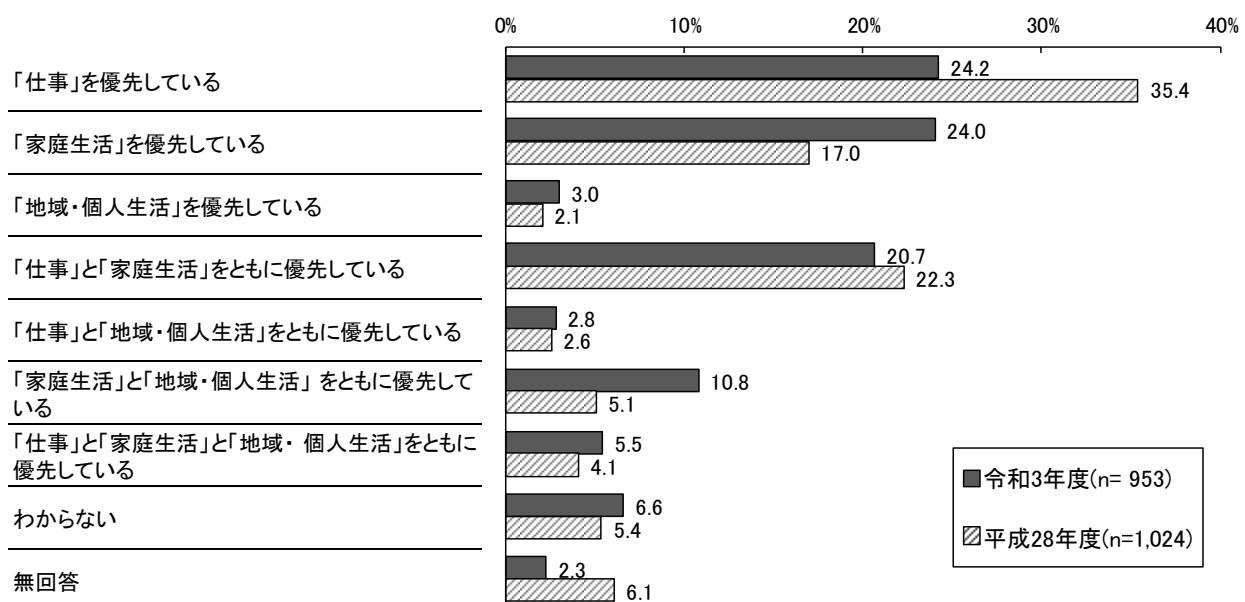
エ ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスについては、《理想》では「『家庭生活』を優先したい」、《現実》においても「『家庭生活』を優先している」がともに増加しています。また、前回調査に比べ「『仕事』を優先している」との回答は大きく減少しています。

ワーク・ライフ・バランスの《理想》【経年比較】

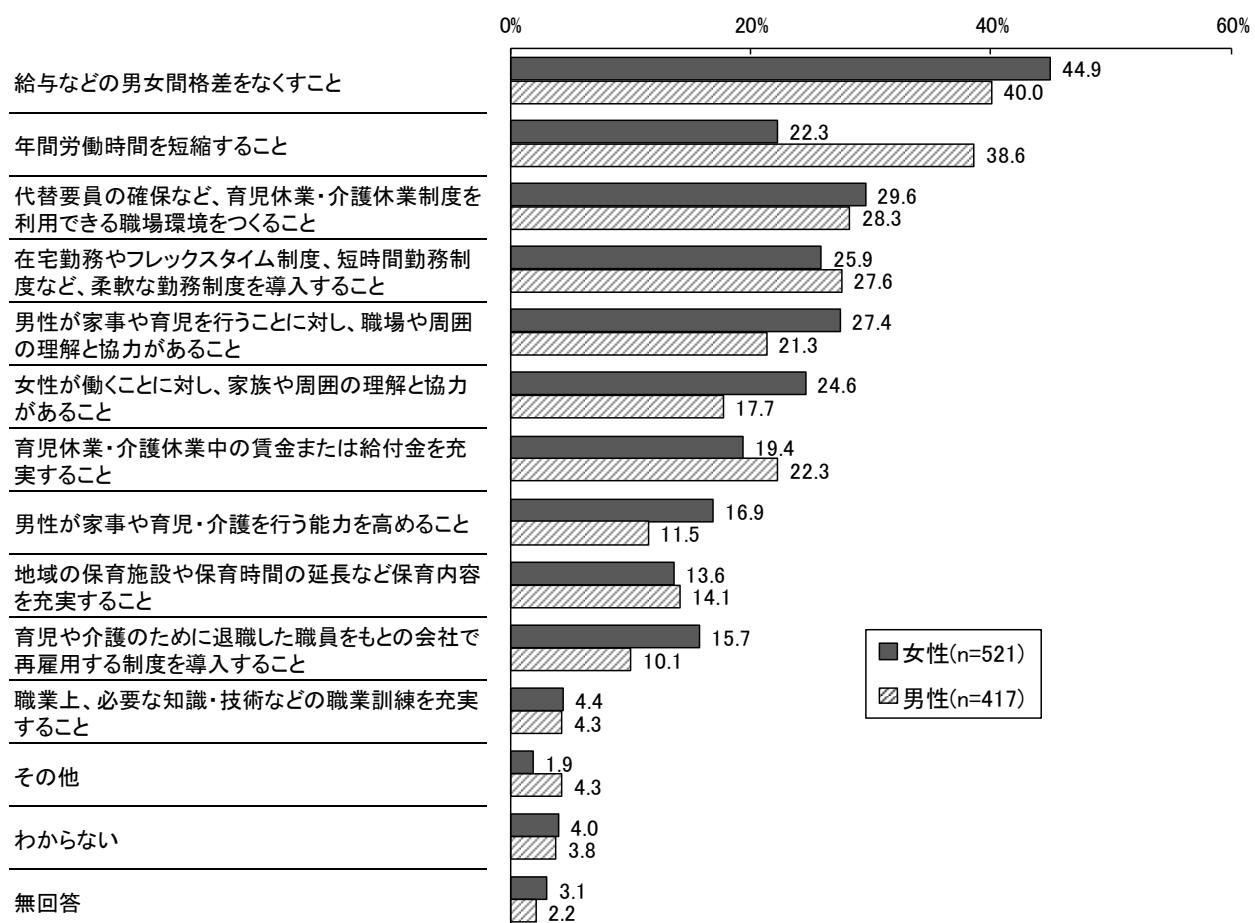


ワーク・ライフ・バランスの《現実》【経年比較】



男女がともに仕事と家庭の両立をしていくための条件については、男女ともに「給与などの男女間格差をなくすこと」が最も高くなっています。また、「年間労働時間を短縮すること」が男性で38.6%と女性を大きく上回ります。

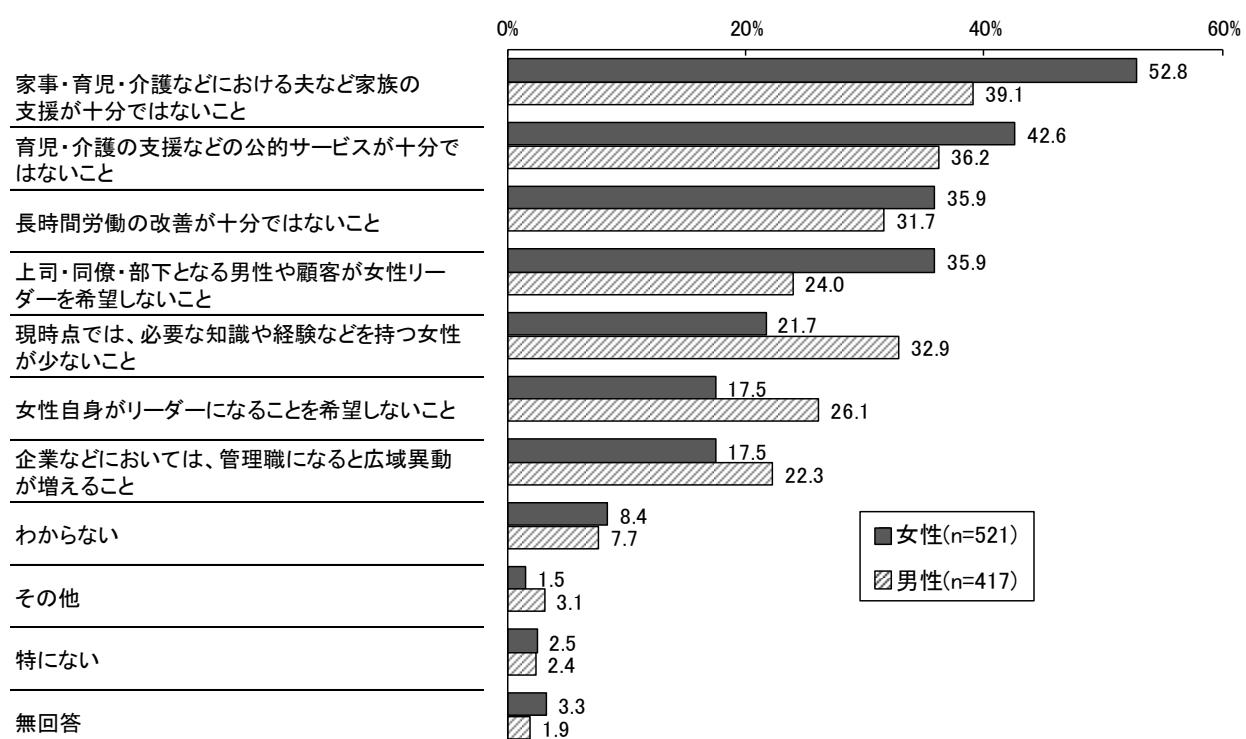
男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件【性別】



オ 女性の活躍推進

政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障壁となるものについては、男女ともに「家事・育児・介護などにおける夫など家族の支援が十分ではないこと」が最も高く、次いで「育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」となっています。また、女性では男性に比べ「家事・育児・介護などにおける夫など家族の支援が十分ではないこと」「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が、男性では女性に比べ「現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないとこと」がそれぞれ高くなっています。

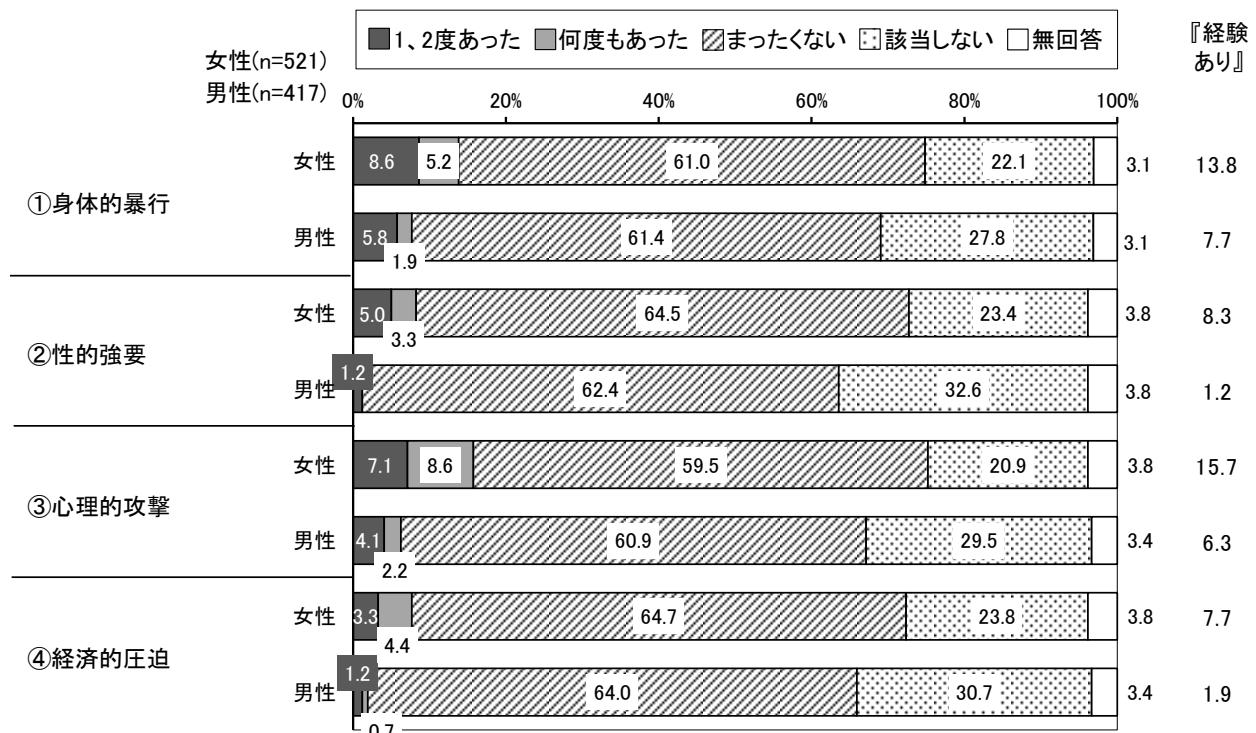
政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やす時に障壁となること【性別】



力 DV(配偶者等からの暴力)

暴力被害の経験について、『経験あり』(「1、2度あった」と「何度もあった」との合計)をみると、《身体的暴行》と《心理的攻撃》では、女性で1割を超え、男性に比べ高くなっています。その他の暴力についても、『経験あり』は女性の割合が男性を上回ります。

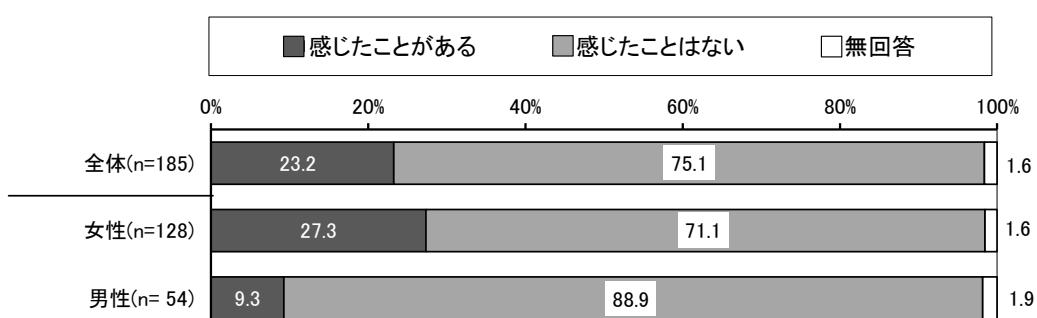
DVを受けた経験の有無【性別】



- ①身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行など
- ②性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
- ③心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
- ④経済的圧迫：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害される

DVと考えられる行為を受けた経験のある人に、相手の行為により命の危険を感じたことがあるかをたずねたところ、性別では、「感じたことがある」は女性が27.3%に対し男性が9.3%と、女性が男性を大きく上回ります（18.0 ポイント差）。

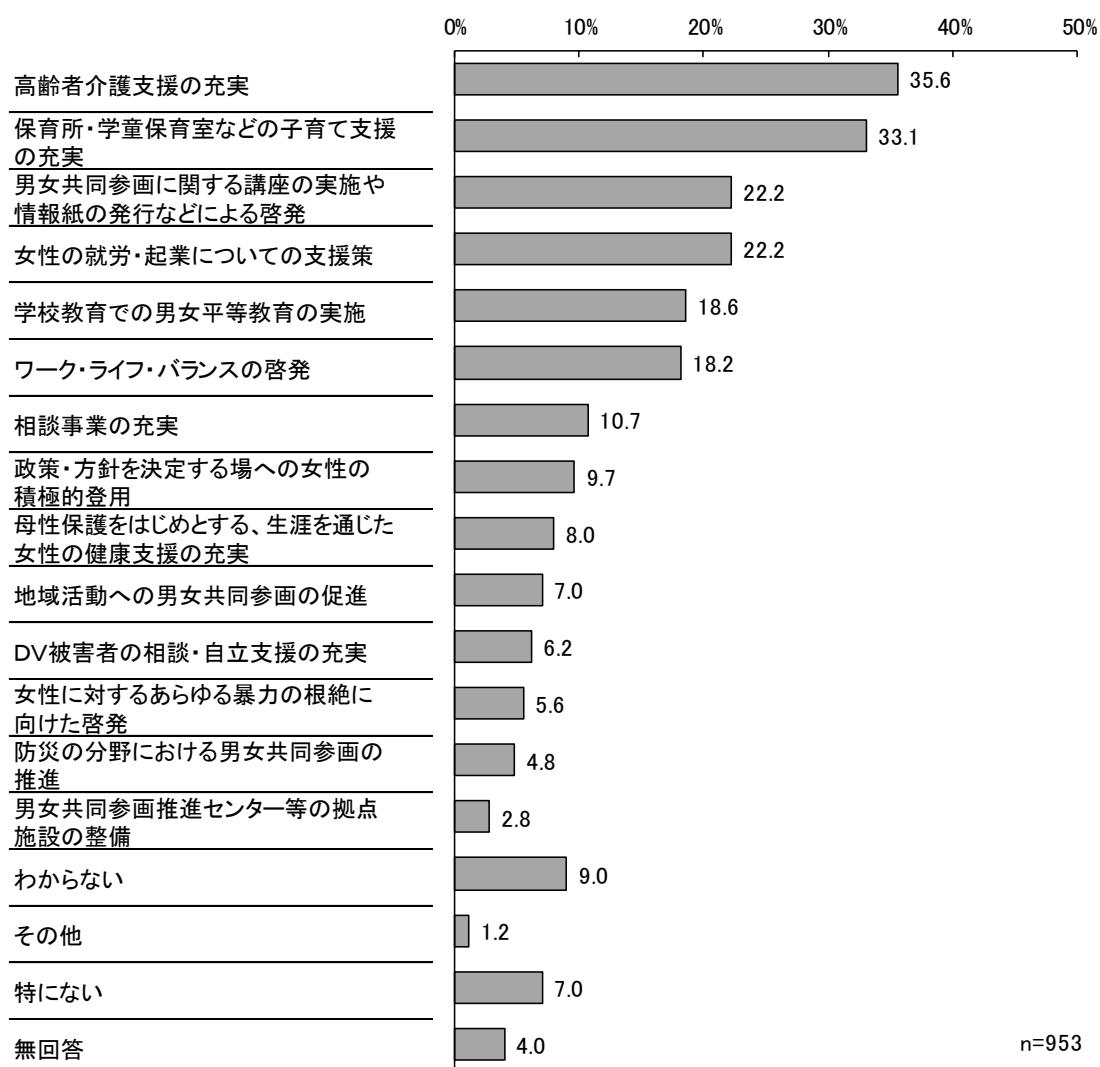
DVにより命の危険を感じたことの有無【性別】



キ 男女共同参画社会の実現に向けて

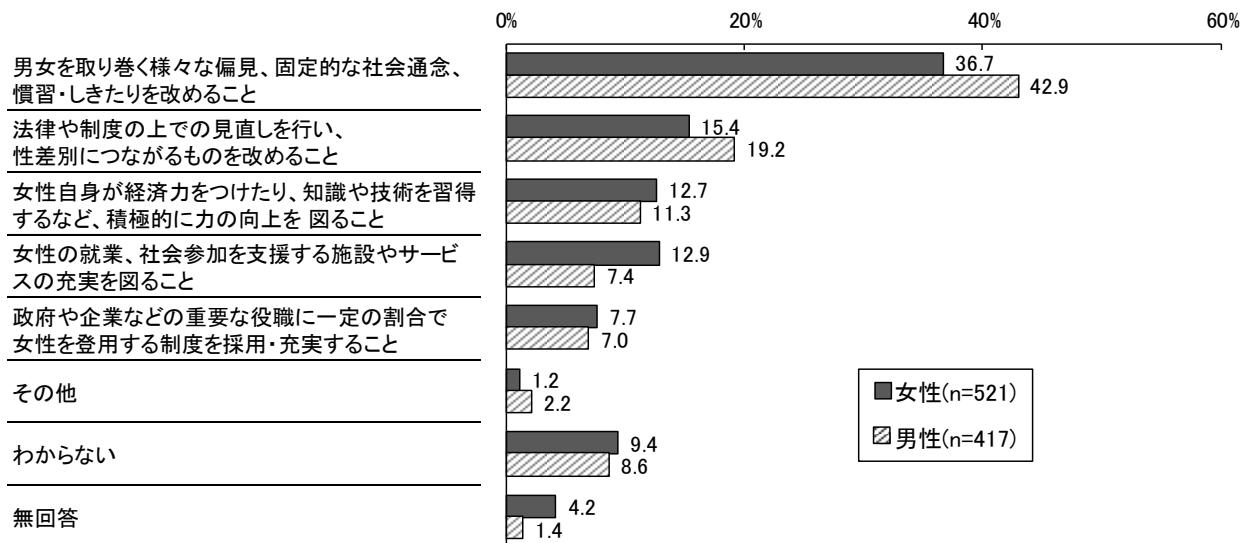
男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策については、「高齢者介護支援の充実」が最も高く、次いで「保育所・学童保育室などの子育て支援の充実」、「男女共同参画に関する講座の実施や情報誌の発行などによる啓発」と「女性の就労・起業についての支援策」などの順となっています。

男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策



男女平等のために最も重要と思うことについては、男女ともに「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

男女平等のために最も重要なこと【性別】

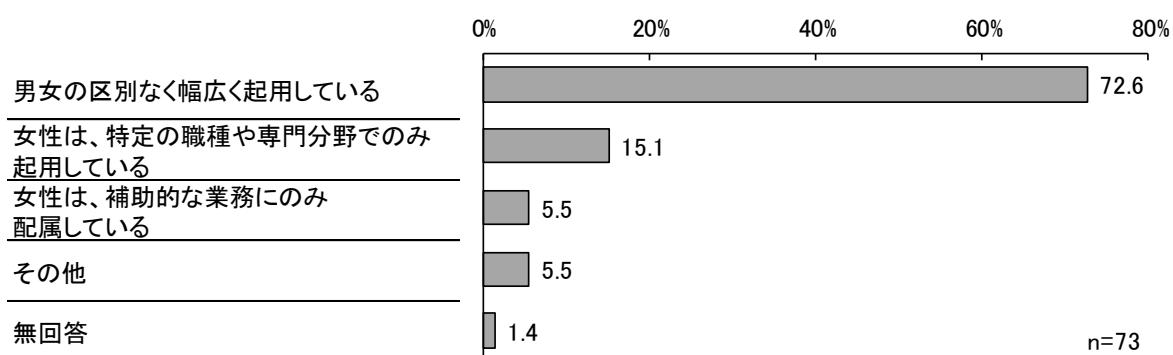


(3) 事業所アンケート調査

ア 女性の活躍推進

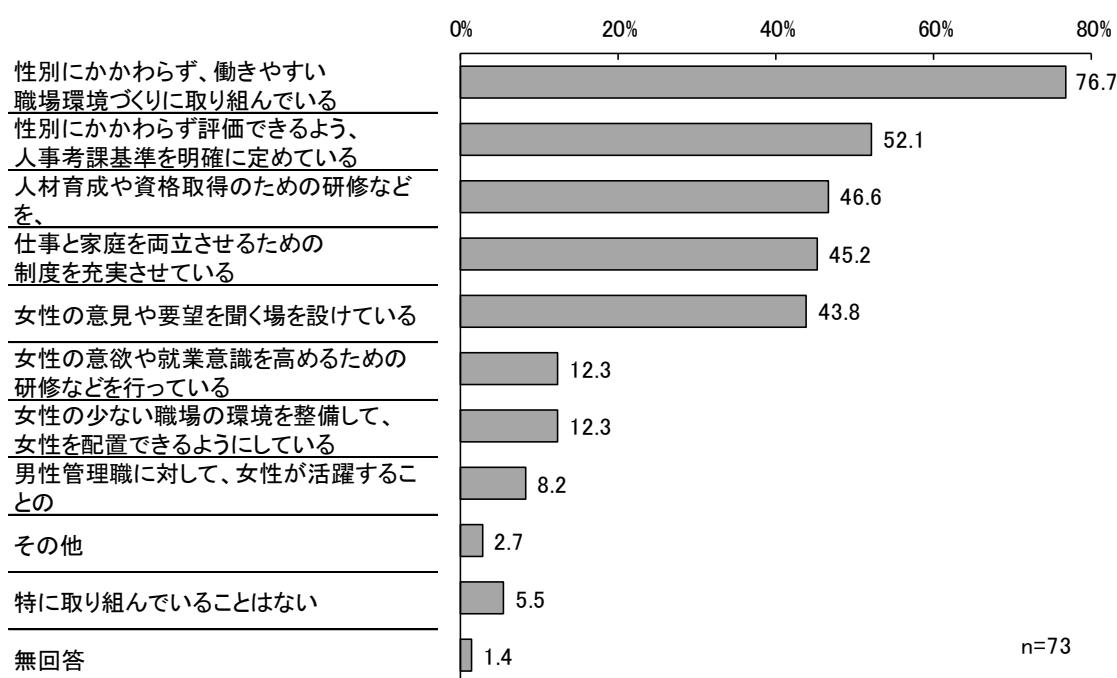
女性従業員の起用・配属について、「男女の区別なく幅広く起用している」が72.6%と最も高くなっています。

女性従業員の起用・配属について



女性の活躍推進のための取組について、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が76.7%で最も高く、次いで「性別にかかわらず評価できるよう、人事考課基準を明確に定めている」が52.1%と高くなっています。

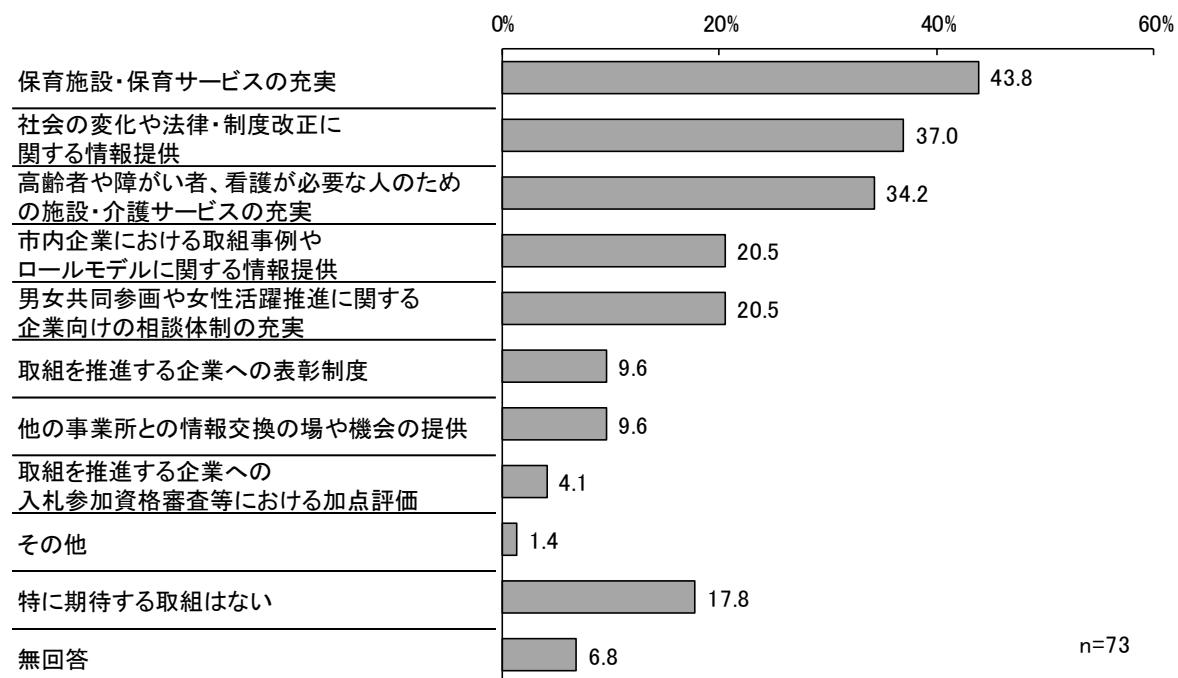
女性の活躍推進のための取組



イ 男女共同参画を推進する上で市・行政に期待する取組

事業所において男女共同参画を推進する上で市・行政に期待する取組については、「保育施設・保育サービスの充実」が最も高く、次いで「社会の変化や法律・制度改正に関する情報提供」「高齢者や障がいのある人、看護が必要な人のための施設・介護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」などの順となっています。

市・行政に期待する取組



3. 第五次計画の評価

(1) 取組の推進状況と数値目標の達成状況

第五次計画では、5つの基本目標にそれぞれ数値目標を設定し、目標の達成に向け男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりにおいては、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育及び人権意識の高揚のための事業等を実施しています。

広報紙やホームページを活用した広く一般への啓発や学校での男女平等教育や生徒への啓発、保護者を対象とした家庭学級の開催など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、人権意識の高揚を図っています。

その結果、固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は、目標達成には至っていないものの改善傾向にあります。一方で、社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合は策定当初の数値よりも減少しています。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす	18～59歳 53.8%	65%	62.2%
	60歳以上 47.5%	60%	50.2%
社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合を増やす	18～59歳 11.4%	30%	9.0%
	60歳以上 9.2%	25%	8.5%

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】

男女がともに活躍できる環境づくりにおいては、女性の起業や再就職支援、男女がともに働きやすい職場環境整備、防災・防犯分野における男女共同参画の推進など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

育児休業を「取りたいが取ることはできない」男性の割合については、目標を概ね達成するなど男性自身の意識の変化が見られます。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合を40%とする目標値を定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標達成には至っていない状況です。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策や意思決定過程への女性の参画を進める必要があります。

また、防災分野において女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画において女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めており、避難所における対応職員は必ず1人女性を配置しています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、家庭や社会への参画を進めることができるよう、多様な働き方の推進をはじめとした企業への働きかけを継続して行う必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
育児休業について 「取りたいが取ることはできない」 男性の割合を減らす	16.8%	5%	5.5%
審議会等の委員における女性の割合を 増やす	31.6%	40%	25.7%

基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり

心豊かな生活の基盤づくりにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進のための子育て支援や介護支援、誰もが安心して暮らすためにひとり親家庭、高齢者、障がいのある人及びLGBTQへの支援、ライフステージに合わせた女性の健康づくりに関する支援等を実施しています。その一方で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認知度や性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合は、大きな変化が見られません。

仕事と家庭生活の両立支援としては、駅前保育ステーション事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、学童保育事業を実施し、就労する保護者を支援しています。勤務形態の多様化に伴う土曜又は休日保育への一定のニーズや低年齢児の保育需要の増大など新たな課題も生じています。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、18～59歳及び60歳以上ともに目標達成には至っていないものの増加傾向にあります。一方で、1年間に地域活動に参加した、又は参加している人の割合については、大きく減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大による外出や活動の自粛の影響によるものと考えられます。

少子高齢化が一層進む中で、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続き、きめ細かな取組が必要です。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式に合わせた地域活動のあり方の検討など、社会環境の大きな変化にも対応する必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を増やす	18～59歳 37.7%	60%	47.6%
	60歳以上 17.5%	40%	22.6%
1年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合を増やす	18～59歳 43.2%	60%	23.1%
	60歳以上 55.5%	70%	41.0%
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度を増やす	18～59歳 5.7%	20%	8.2%
	60歳以上 2.4%	15%	4.0%
性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合を増やす	21.2%	40%	21.7%

基本目標4 あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶においては、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力の被害者に対する相談対応や支援等を実施しています。

近年、DV被害者の相談内容は複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多く、DV被害者支援担当課だけでは対応が難しい状況にあることから、被害者の保護や支援にあたっては庁内各課や関係機関との連携を強化しています。

「暴力は決して許されるものではない」との認識を広げ、暴力を根絶することを目指し、パネル展の開催やパープルリボンを活用した普及啓発、パープルライトアップ事業、若年層に向けたデートDVパンフレットの配布等、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

DVに関連した数値目標では、「何を言っても、長期間無視し続ける」や「交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する」、「収入や貯金を勝手に使う」などの行為が「暴力にあたると思わない」割合はいずれも減少しています。一方で、配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度については大きな変化が見られません。

今後も、DVをはじめ、各種ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動と相談しやすい体制づくりを行う必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
配偶者等からの暴力について 「暴力にあたると思わない」割合を減らす	[何を言っても、長期間無視し続ける] 9.7%	5%	6.9%
	[交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する] 10.7%	5%	6.9%
	[収入や貯金を勝手に使う] 10.0%	5%	6.3%
配偶者等からの暴力について 相談できる窓口の認知度を増やす	18～59歳 32.2%	70%	33.7%
	60歳以上 36.5%	70%	33.9%
配偶者等からの暴力被害を 相談した人の割合を増やす	15.2%	30%	35.1%

基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化

男女共同参画の推進体制の強化においては、計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書として取りまとめを行いました。年次報告書は、市ホームページでも公表しています。

公募の市民を含む男女共同参画審議会や庁内職員で構成する男女共同参画推進委員会においても、第五次計画の進捗状況の評価や検証を行っています。

北本市役所の男性職員の配偶者出産休暇及び育児休業取得率は、増加傾向にあります。引き続き、男性職員が育児休業等を取得しやすいよう、男女双方の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

一方で、数値目標である「北本市男女共同参画推進条例」の認知度については、これまでに機会を捉えて周知を図ってきましたが、認知度の向上には至っていません。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
「北本市男女共同参画推進条例」の認知度を増やす	18～59歳 3.3%	20%	4.6%
	60歳以上 3.7%	20%	4.5%

4 課題のまとめ

(1) 男女平等や多様性を尊重する意識づくり

男女平等や男女共同参画意識の醸成は、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現の基礎となるものです。市民意識・実態調査では、固定的な性別役割分担意識については少しづつ解消の傾向が見られますが、社会通念や慣習・風潮、社会全体で見た場合では男女平等にならないと感じる人が多くなっています。

女性も男性も性別にかかわりなく、個人として尊重された生き方ができるよう、あらゆる場面において、性別による偏見や男女不平等の意識に基づいていないか、問題意識を持つ必要があります。

また、男女共同参画に関する用語や制度の認知度については、大きく向上した項目がある一方で、市の条例や計画等については認知度が低く、新たに取組を開始した「北本市パートナーシップ宣誓制度」についても認知度が低い状況にあります。

男女共同参画社会の実現は、性の多様性を含むあらゆる人権が尊重される社会の実現にもつながるもので、固定的な役割分担意識や、性のあり方や性別に関する偏見や固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向け、保育及び学校教育をはじめ幼少期から男女平等の考え方を普及するとともに、市民に分かりやすい周知や広報を行うことが重要です。

(2) あらゆる分野における参画促進

少子高齢化が進行するなかで、仕事や家庭、地域生活などあらゆる分野において、性別に関わらず、すべての人が自分の希望に沿った形で、個性や能力を発揮することは、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠となっています。

特に、政治・経済をはじめ、地域社会などあらゆる分野の政策や方針決定の場に女性の参画が進むことで、多様な視点が確保され、社会の変化に柔軟に対応できる、持続可能な社会の実現につながることが期待されます。

市民意識・実態調査では、ワーク・ライフ・バランスの現実において、家庭生活や個人、地域生活よりも、仕事を優先していると回答した人は大きく減少し、ワーク・ライフ・バランスが実現できている人は増加傾向にあることがうかがえます。一方で、男女が仕事と生活を両立するために必要な条件としては、男女双方では給与等の男女間格差をなくすこと、男性では労働時間を短縮することが多くあげられています。

テレワーク等新しい働き方の普及を追い風に、市民一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現を進めることが重要です。また、男性が家事や育児、介護等に主体的に参加するための意識づくりや長時間労働の是正など働き方の見直しを両輪に取り組むことが必要です。

(3) あらゆる暴力の根絶に向けた体制の強化

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題の一つとなっています。DVや性暴力・性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントは、働く場や教育の場、地域社会など様々な場面で発生する可能性があることから、市民一人一人があらゆる暴力を許さない意識を持つことなど、暴力の根絶に向けた取組の充実が求められます。

市民意識・実態調査では、DVと考えられる行為を受けた経験のある女性の4人に1人が「命の危険を感じたことがある」と回答していることから、緊急度の高いケースが発生する可能性があることを念頭に、DVの被害について相談しやすい体制づくりのほか、国や県及び民間団体等の多様な相談窓口等の情報の周知、被害者の保護及び支援に向けた関係機関及び庁内における情報共有及び連携強化を行うことが重要です。

(4) すべての人が安全・安心に生活できる環境の整備

日本は、世界の中でも自然災害が発生しやすい国といわれ、地震をはじめ、台風に伴う洪水や土砂災害等、毎年多くの自然災害が発生しています。過去に大きな災害が発生した際には、被災者支援、避難所運営などの各段階で女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが配慮されないといった課題が生じました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、宿泊や飲食などの対人サービス業で雇用が大きく減少したことにより、女性が多くを占める非正規雇用の労働者やひとり親家庭の母親など、女性に対する深刻な影響が明らかになっています。これらの影響は、固定的な性別役割分担意識の残存や男女共同参画の遅れが新型コロナウイルス感染症の拡大によって一層顕在化したものと言われています。

自然災害や感染症の感染拡大などの非常時においては、女性のみならず、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人など社会的に不利な立場にある人の意見が反映されないことがあるため、誰もが安心して生活できるよう、様々な立場の人の意見を取り入れ、支援を推進する必要があります。

男女が互いの性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりの意識を持つことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方をより分かりやすい形で周知を図る必要があります。

防災・災害対応における男女共同参画を実現するためにも、防災に関する地域活動に女性が参加することの重要性について改めて啓発を行い、自主防災組織等地域活動への女性の参加を促すことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、市、市民、事業者及び団体等の協働により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

政策等の立案及び決定への共同参画

市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

家庭生活における活動と社会生活における活動への参画

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動へ対等に参画することができるようすること。

国際協調

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

個人の尊厳を害する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスやその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(2) 基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、市の現状や課題を踏まえ、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

基本目標1 男女共同参画社会の実現と 多様性の尊重に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現にあたっては、社会全体家庭生活の場や職場、学校教育の場のほか、政治、法律、社会慣行・しきたり等のあらゆる分野において、男女が平等であることを実感し、長い時間をかけて形成されてきた、性別に関する偏見や固定観念やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消することが重要です。

市民一人一人がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点を大切にした教育を行うなど、男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくりを推進します。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、すべての人が働きやすく、家庭生活等と仕事を両立できる基盤整備を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育て支援及び介護サービスの充実や、男女双方が子育て及び介護を担うための積極的な情報発信など、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

基本目標3 あらゆる暴力の根絶

【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

DV（配偶者等に対する暴力）や性暴力・性犯罪は、重大な人権侵害であり男女共同参画社会の実現において克服すべき重要な課題です。

どのようなことが暴力にあたるのか、暴力に対する正しい認識の周知及び普及に努めます。あわせて、同様に個人の尊厳を不当に侵害する行為である各種ハラスメント等、社会全体であらゆる暴力を許さない意識の啓発を強化します。

実際に被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実や被害者の保護及び安全確保、自立に向けた支援体制の強化等、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり

自然災害や感染症の拡大、経済状況の悪化といった非常事態は、市民の生活を大きく脅かすとともに、社会的に弱い立場にある人々の生活に、より深刻な影響をもたらします。そのため、異常気象等により増加傾向にある自然災害や、社会の進展とともに複雑化する様々な問題に対応するセーフティネットの整備を図っていく必要があります。

男女双方の視点に立った対策やニーズが取り入れられるよう、防災分野の政策決定過程への女性の参画促進や男女共同参画の視点を取り入れた防災及び防犯体制を強化します。

また、性差に応じた健康づくり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方の普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人への体制づくりに併せて、それぞれが能力を発揮できるような環境の整備など、すべての人が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化

本計画の推進に向けて、それぞれの人や組織が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開できるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携を強化します。

また、庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に一体的に取り組みます。

2. 施策の体系

基本目標	基本的な課題	施策の方向性
基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり	1－1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成	1-1-① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進 1-1-② 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
	1－2 多様性の尊重の推進	1-2-① 性の多様性に対する理解の促進
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	2－1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進	2-1-① 市政や地域活動における女性の参画促進
	2－2 ワーク・ライフ・バランスの実現	2-2-① 男女がともに働きやすい職場環境の整備 2-2-② 子育て支援・介護サービスの充実 2-2-③ 男性の子育て・介護参加への促進
	2－3 女性のチャレンジ支援	2-3-① 女性の就業・起業への支援 2-3-② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援
基本目標3 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	3－1 暴力根絶のための意識啓発	3-1-① 意識啓発・広報の強化 3-1-② 地域における暴力防止対策の推進
	3－2 相談体制の充実	3-2-① 相談体制の充実
	3－3 暴力被害者の保護・支援	3-3-① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保 3-3-② 被害者の自立支援
基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり	4－1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	4-1-① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実 4-1-② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進
	4－2 健康で安心して暮らせる環境整備	4-2-① 誰もが安心して暮らし続けるための支援 4-2-② 互いの性と生命を尊重する意識づくり
基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化	5－1 計画の総合的な推進体制の充実	5-1-① 庁内における男女共同参画の推進 5-1-② 庁内推進体制の充実 5-1-③ 計画の進行管理 5-1-④ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

3. 数値目標

基本目標	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす	56.6%	70%
	北本市が「あらゆる分野で男女が平等に参画しているまち」になっていると思う人の割合を増やす	57.4%	65%
	北本市パートナーシップ宣誓制度を知っている人の割合を増やす	32.9%	50%
	L G B T Q (性的マイノリティ) の理解の推進等に取り組む事業所認定制度の登録数を増やす	—	5件
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	市の審議会等に女性が登用されている割合を増やす	25.7%	40%
	女性が登用されていない審議会等の数を減らす	8	0
	家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率（女性を100とした場合の男性の比率）を100に近づける	—	100：100
	自治会長に女性が登用されている割合を増やす	2.7%	10%
	保育所（園）待機児童数を減らす	5人	0人

基本目標	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
基本目標3 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度を増やす	33.7%	50%
	DV（配偶者等からの暴力）と考えられる行為を受けた際に窓口に相談する人の割合を増やす	35.1%	50%
	「女性に対する暴力をなくす運動」の参加事業所を増やす	4件	8件
基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり	北本市防災会議における女性の割合を増やす	11.9%	30%
	地域活動に参加した人の割合を増やす	女性 27.6% 男性 31.8%	女性 40% 男性 40%
	女性の性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した人の割合を増やす	女性 21.7% 男性 27.6%	女性 40% 男性 40%
基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化	北本市男女共同参画推進条例の認知度を増やす	4.5%	20%
	市の男性職員の育児休業取得率※を上げる	28.6%	30%
	管理的地位にある市職員における女性の割合を増やす	19.8%	40%

※育児休業取得率：育児休業を取得できる要件（3歳以下の子どもがいる職員）を満たした職員のうち、1日以上育児休業を取得した職員の割合。

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり

基本的な課題1－1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成

現状と課題

性別にかかわりなく、誰もが個人として尊重され、仕事、家庭、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現にあたっては、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、お互いの人権を尊重する意識を一人一人が持つ必要があります。

市民意識・実態調査では、各分野の男女の地位の平等について、「政治」「社会通念や慣習・風潮」「社会全体で見た場合」などで男女ともに不平等感が強くなっています。

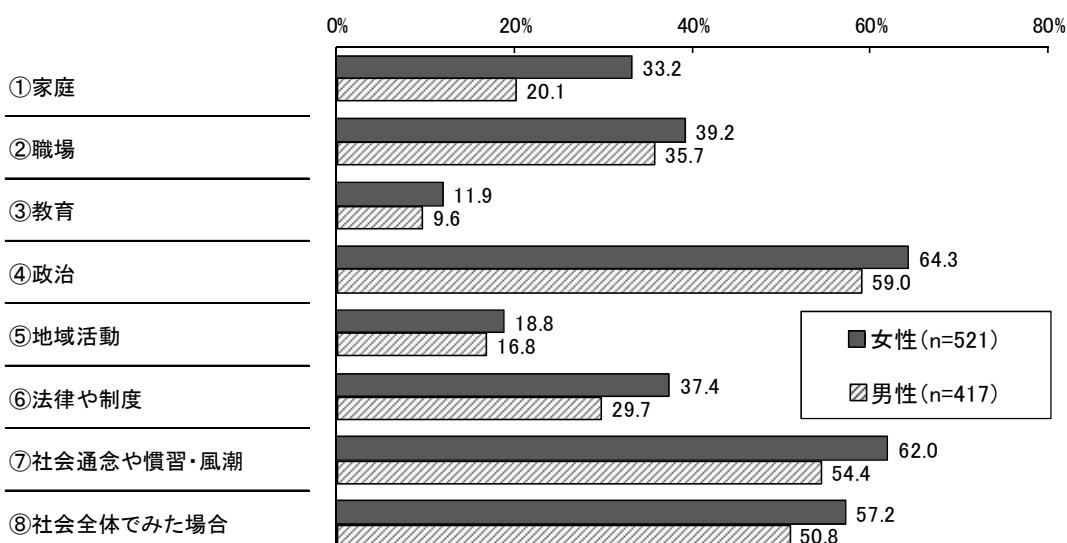
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、男女ともに「同感しない」割合が高くなっていますが、依然として男性の約15%、全体では約1割が「同感する」と回答するなど、固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。

このような男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識の背景には、長年にわたり人々の中に形成された性別に関する偏見や男女それぞれの性別への固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在することがあげられます。

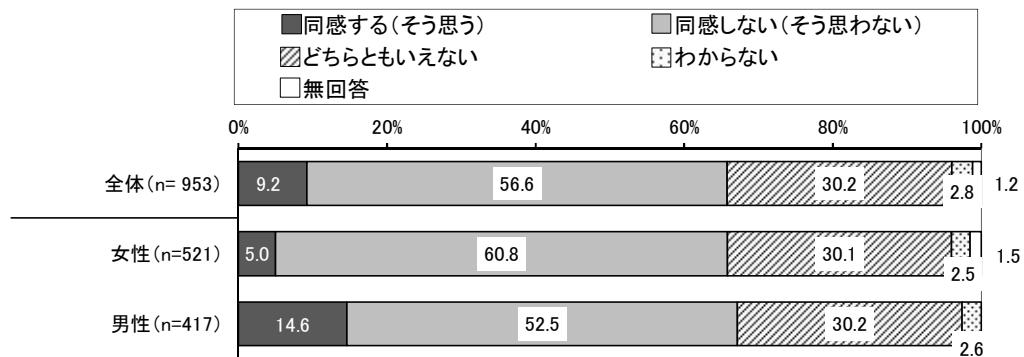
そのため、一人一人が男女共同参画の視点を持つことができるよう、様々な機会や場面において、継続的な啓発活動、学習機会の提供を行うことが重要です。

また、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識をはぐくむ上で、学校教育等が果たす役割は非常に大きなものがあります。家庭や学校など、あらゆる場面で男女共同参画の視点に立った学習機会の充実が求められます。

各分野の男女の地位の平等（「男性の方が優遇されている」と思う割合）【性別】



「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について



施策の方向性 1－1－① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

固定的な性別役割分担意識の解消のために、様々な媒体を活用して、市民に向けて広く意識啓発を行います。

◆男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進

取組内容	担当課
学習機会を提供し、地域での男女共同参画を推進するとともに、講座や男女共同参画情報紙を通じて市民の意識啓発を行います。	
【具体的な事業内容】	
■男女共同参画の推進に資する市民講座の開催	人権推進課
■男性に向けた男女共同参画の情報発信	生涯学習課
■男女共同参画に関する法令、条例の周知	
■男女共同参画コーナーの充実・利用促進	
■男女共同参画の推進に資する啓発展の開催	

◆広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進

取組内容	担当課
男女がお互いの人権を尊重し、男女平等の意識を持てるよう、市民に向け、男女共同参画に関する情報提供を行います。	
また、市民編集協力員と協働し、男女共同参画情報紙を発行することで、市民の理解と意識啓発を図ります。	人権推進課 生涯学習課
【具体的な事業内容】	
■市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	関係各課
■男女共同参画情報紙の発行	
■広報紙やホームページを利用した意識啓発	
■広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	

◆事業所等に向けた男女共同参画意識の高揚	
取組内容	担当課
男女共同参画の推進への取組やLGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進に取り組む事業所を認証する制度を整備し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	人権推進課
【具体的な事業内容】	
■男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知 新規	

施策の方向性 1－1－② 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

教育及び保育の場において、児童生徒の発達段階を踏まえ、性別にとらわれず一人一人の個性と能力を大切にし、他人を尊重することができるよう、男女共同参画の視点に立った教育及び保育を実施するとともに、子どもの多様な悩みに対応する相談体制の充実を図ります。また、保護者をはじめ、教職員や保育士等、子どもの価値観の形成に大きな影響を与える大人に対する啓発に取り組みます。

◆男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	
取組内容	担当課
男女が互いを尊重し合うことができる、差別のない社会の構築に向けて、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることができる教育及び保育に取り組みます。	
【具体的な事業内容】	
■保育所等における男女平等意識の形成 新規	保育課 学校教育課
■男女平等の視点を取り入れた学校教育・保育の推進	
■男女平等教育の推進	
■教育相談の充実	
◆保護者や教職員等への啓発活動	
取組内容	担当課
児童や生徒にとって身近な存在である保護者や教職員等の意識啓発に向けて、学校及び保育園での男女共同参画推進教育を通して、保護者への啓発を図るとともに、教職員等の意識啓発と資質の向上を図ります。	保育課 学校教育課
【具体的な事業内容】	
■教職員研修の充実	
■保護者への啓発の充実	

◆性別に基づく無意識の思い込みにとらわれないキャリア教育の推進	
取組内容	担当課
性別ではなく、個性に応じた進路指導を充実することによって、児童や生徒がアンコンシャス・バイアスに基づく考えにとらわれない生き方や働き方を考える機会を提供します。	学校教育課
【具体的な事業内容】 ■進路指導の充実	
◆国際的な視点を持った男女共同参画の推進	
取組内容	担当課
一人一人が国際的な視野で男女共同参画社会を認識し、多様な文化や価値観に触れ、一人一人の個性や違いを認め合う意識を醸成することができるよう、国際理解教育や国際交流の促進に取り組みます。また、SDGs（3ページ参照）における「ジェンダー平等」をはじめとする男女共同参画の世界的な動向に関する情報の収集と発信に努めます。	人権推進課 学校教育課
【具体的な事業内容】 ■国際理解教育の推進 ■男女共同参画に関する世界の動向についての情報発信 新規	

基本的な課題 1－2 多様性の尊重の推進

現状と課題

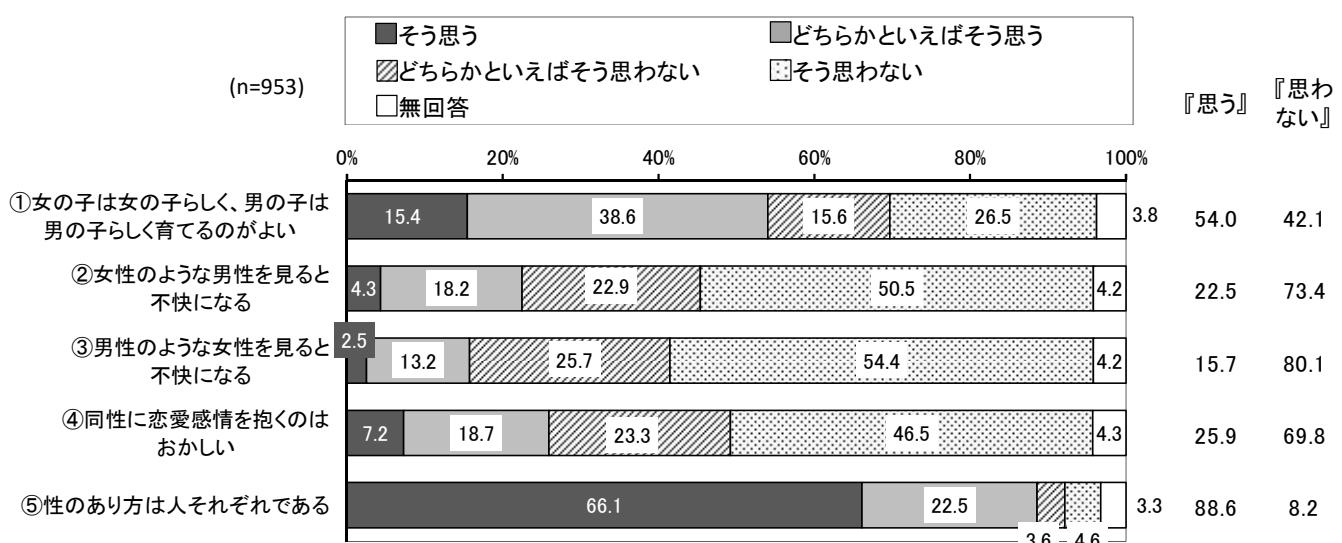
性別にかかわりなく、誰もが個人として尊重され、仕事、家庭、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向及び性自認に関するなどを含め、幅広く多様な人を包摂するインクルーシブな社会の実現を目指すことでもあります。

市民意識・実態調査では、「性のあり方は人それぞれである」という考え方について、『思う』割合は9割近くに達し、「同性に恋愛感情を抱くのはおかしい」などの差別的な考え方については、『思わない』が約7～8割となっています。

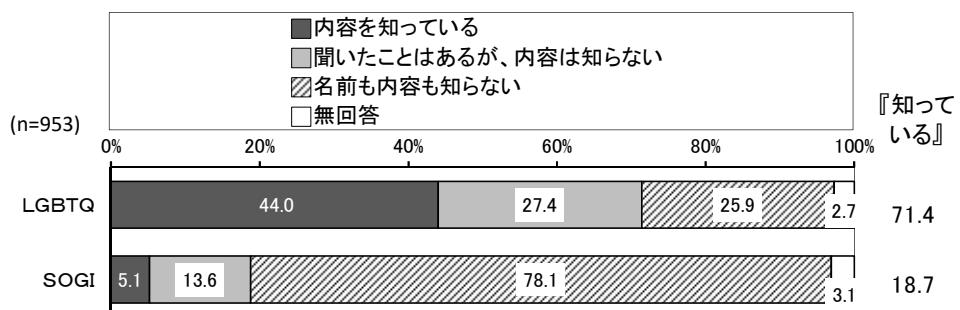
社会全体が互いの違いを認め合い、多様性を尊重することができるよう、人権教育や意識啓発を推進する必要があります。

市では、令和2年11月より、性の多様性を尊重するパートナーシップ宣誓制度を導入しています。必要とする当事者に制度の利用を促すとともに、LGBTQやSOGI（性的指向・性自認）に関連する差別や偏見が解消されるよう、市民に対して制度の目的について周知を行い、理解を促すことで、多様性を認め合える社会づくりを推進します。

性の多様性についての考え方



性の多様性に関する用語等の認知度



施策の方向性 1－2－① 性の多様性に対する理解の促進

L G B T Qに対する差別や偏見が解消され、多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指し、性の多様性に対する理解の促進とパートナーシップ宣誓制度の普及に努めます。

◆LGBTQ(性的マイノリティ)・性の多様性に関する理解促進	
取組内容	担当課
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、L G B T Qに対する理解促進に取り組みます。	
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■ L G B T Q (性的マイノリティ)への理解を深める情報発信 ■ L G B T Q (性的マイノリティ)への配慮等に取り組む事業所認証制度の運用・周知 新規 	人権推進課
◆パートナーシップ宣誓制度の促進	
取組内容	担当課
L G B T Qや事実婚カップルの方が生活するまでの負担を軽減し、市が当事者の関係を尊重し、寄り添っていくことを目指し制定した「北本市パートナーシップ宣誓制度」について、必要とする人が制度を利用できるよう、制度の周知を徹底するとともに、市民全体への理解醸成につながるよう、広報活動に努めます。	人権推進課 関係各課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■北本市パートナーシップ宣誓制度の運用と周知 新規 	

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

【北本市女性活躍推進計画】

基本的な課題2－1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進

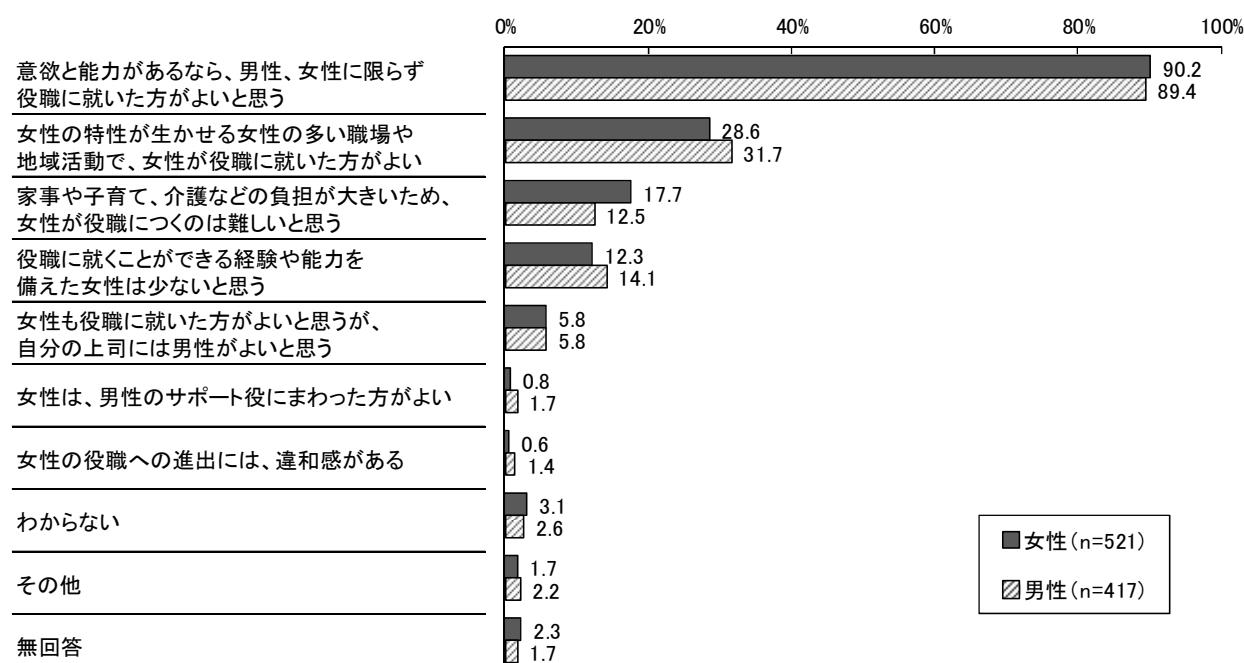
現状と課題

本市では、審議会及び委員会等への女性の登用推進について、第一次北本市男女行動計画から取組を継続してきました。前計画では審議会等の委員における女性の割合を40%とすることを目標としてきましたが、令和4年度で27.7%と、目標達成には至っていません。また、委員が任用されている審議会及び委員会等の総数40のうち、女性がゼロの審議会等の数は8となっています。

市民意識・実態調査では、管理職や政策・方針決定の場への女性の進出について、「意欲と能力があるなら、男性、女性に限らず役職に就いた方がよいと思う」が男女ともに9割近くを占めています。

政治及び経済をはじめ、地域活動などあらゆる分野における方針及び意思決定の場に女性の視点が取り入れられるよう、その重要性の普及啓発に引き続き取り組むことが重要です。

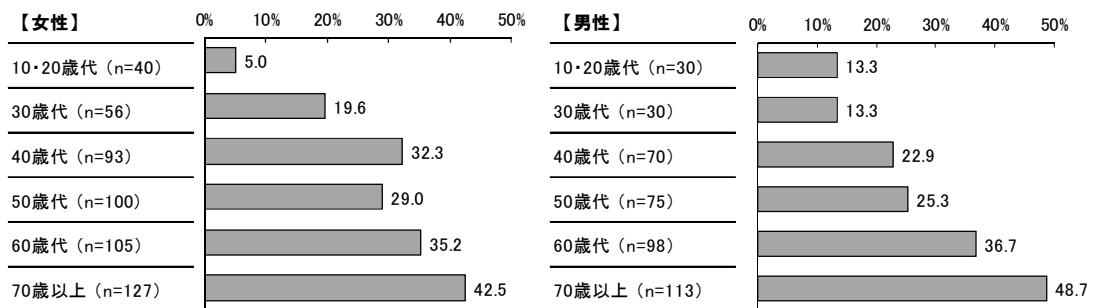
管理職や政策・方針決定の場への女性の進出について



資料：市民意識・実態調査

地域活動への参加については、前回調査に比べ大きく減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出や活動の自粛の影響によるものと考えられます。参加している人は男女ともに年齢が高いほど多く、居住地域ごとに参加状況にやや差があることから、地域の実情に応じてあらゆる世代が男女共同参画の視点から地域活動に関わることができるような取組が重要となっています。

地域活動の参加状況【性・年齢別】



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性 2－1－① 市政や地域活動における女性の参画促進

地域における政策及び意思決定過程において女性の視点を反映することができるよう、審議会及び委員会等において男女比に偏りが生じないように積極的な女性の登用を行います。

◆審議会・委員会等委員への女性の登用推進

取組内容	担当課
多様な人材を活用し、市政やまちづくりに様々な意見を取り入れができるよう、各種審議会及び委員会等委員への女性参画を促進し、その割合を高めるように努めます。特に、女性委員が1人も登用されていない審議会及び委員会について、女性の参画を促進する取組を強化します。	人権推進課 関係各課
【具体的な事業内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ■審議会・委員会等委員への女性の登用推進 ■男女の偏りのない審議会運営の推進 	

◆地域活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進

取組内容	担当課
地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、自治会長においては女性の割合が少ないとから、女性が積極的に参加できるような運営の支援を行います。	くらし安全課
【具体的な事業内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ■自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進 	

基本的な課題2－2 ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

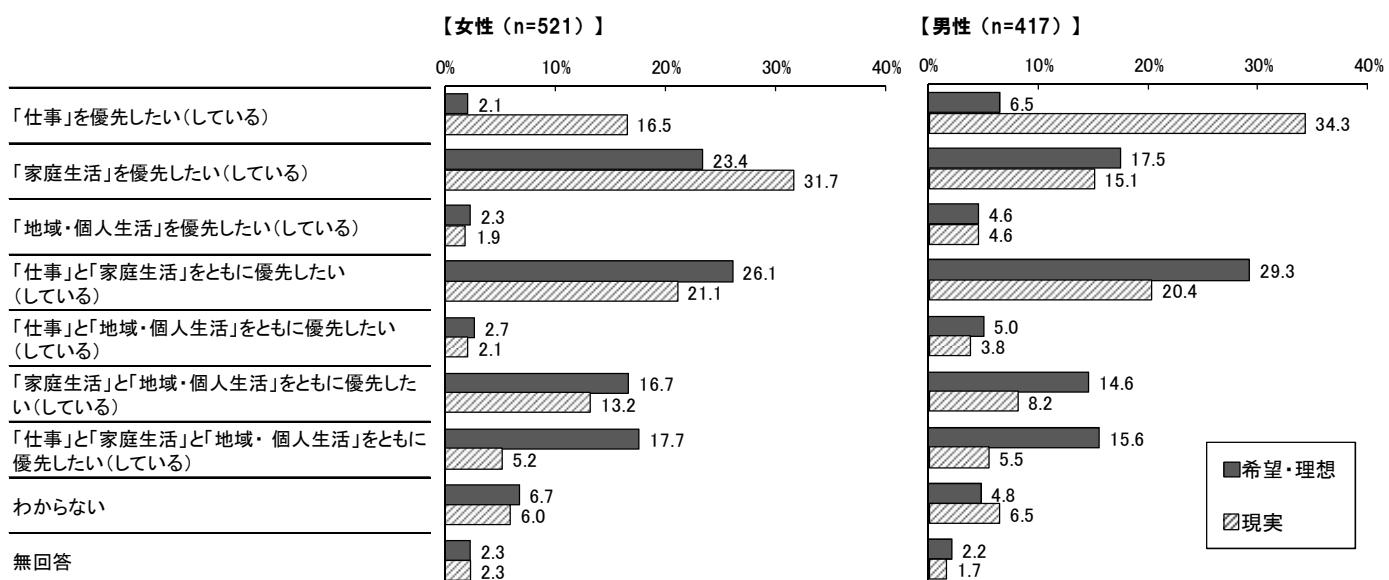
生産年齢人口の減少により、社会の成長が阻害されることが危惧される中、活力ある持続可能な社会を実現するためにも、女性の活躍が求められています。女性があらゆる分野で活躍するためには、男女がともに仕事と家庭生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠となっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現にあたっては、働く場における女性の活躍を推進するとともに、長時間労働などの従来の働き方を見直す働き方改革と両輪で進めることが重要です。

市民意識・実態調査では、ワーク・ライフ・バランスについて、希望・理想では、男女とともに「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が最も高くなっていますが、現実では、女性で家庭生活を優先、男性で仕事を優先する人が多くなっています。一方で、前回調査に比べ、現実において「仕事を優先している」割合は大きく減少しています。

テレワーク等の働き方の普及を追い風に、一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現を進めることが重要です。

ワーク・ライフ・バランスの希望・理想と現実【性別】

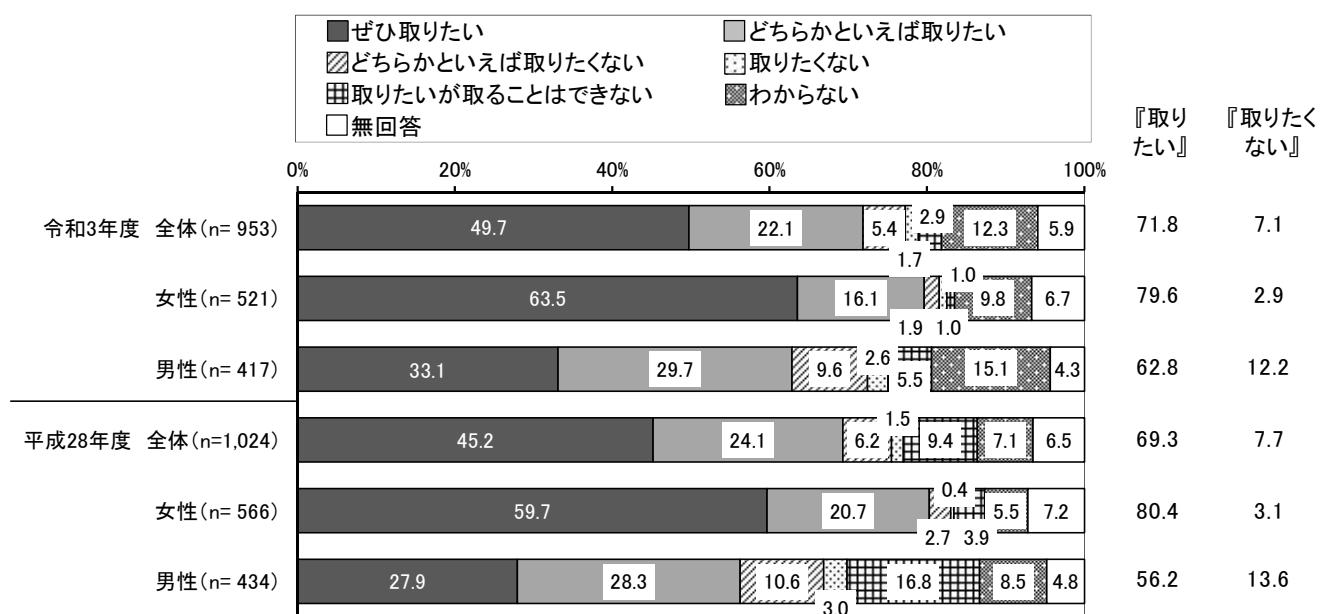


資料：市民意識・実態調査

育児休業の取得意向については、『取りたい（「ぜひ取りたい」と「どちらかといえば取りたい」の合計）』は、女性で約8割、男性で約6割と、男性では前回調査と比較して増加しており、反対に「取りたいが取ることはできない」との回答は、特に男性で大きく減少しています。

男性の育児休業の取得については、男性自身の意識に変化が見られます。男性の育児や介護休業の取得促進に向け、事業所等への一層の働きかけを行う必要があります。

育児休業の取得意向【経年変化・性別】



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性2－2－① 男女がともに働きやすい職場環境の整備

男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて、労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入の必要性に関する企業への啓発や仕事と家庭の両立支援やテレワーク等の多様な働き方の導入に取り組む事業主の支援に関する情報提供を行います。

◆労働者・事業主に向けた各種情報提供や周知	
取組内容	担当課
労働基準法や男女雇用機会均等法、育児介護休業法などの労働に関する法制度について、正しい理解と認識を得るためのセミナーの実施等を通じて、男性も女性もともに働きやすい環境の整備に取り組みます。また、労働講座や啓発資料の配布等を通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行います。	
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■各種法律・制度等の周知 ■北本地区県労働セミナーの充実 ■男性の育児休業・介護休業の取得促進 ■両立支援制度の周知 ■経営者、管理職を対象とした研修会の実施 	産業観光課
◆各種ハラスメントの防止	
取組内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備への支援を行います。	総務課 産業観光課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■府内における各種ハラスメント防止に向けた啓発 ■労働者・事業主に対する各種ハラスメント防止に向けた啓発 	全課
◆多様な働き方の普及啓発	
取組内容	担当課
テレワーク等、仕事と家庭生活の両立を行いやすい多様な働き方の普及を図るため、情報の発信や啓発を行います。	産業観光課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■市民や市内事業者に対する多様な働き方に関する情報発信 新規 	

施策の方向性2－2－② 子育て支援・介護サービスの充実

働きながら子育てや介護に取り組む人が、その希望に応じて必要な支援を受けることができ、子育て及び介護を地域全体で支えることができるよう、多様なニーズに応じた子育て支援及び介護サービスの充実に取り組みます。

◆地域で支える子育て環境の充実	
取組内容	担当課
働きながら子育てをすることを希望する保護者に向けて、地域での子育て支援を充実します。 【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none">■保育所の整備■延長保育、乳児保育、一時保育の充実■病児、病後児保育の充実■駅前保育ステーションの充実■ファミリー・サポート・センターの充実■学童保育の充実	保育課 子育て支援課
◆地域で支える介護サービスの充実	
取組内容	担当課
介護者の仕事と介護の両立や、その負担の軽減に向けて、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者の生活や介護者を支援するためのサービスを充実します。 【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none">■地域包括支援センターの利用促進■介護保険制度についての出前講座の開催	高齢介護課

施策の方向性2－2－③ 男性の子育て・介護参加への促進

家事、育児及び介護等の負担は、依然として女性に偏る傾向にあることから、男女がともに家事等を担い、多様なライフスタイルを実現することを双方に意識づける啓発やきっかけづくりに取り組みます。

◆男性の子育て参加への促進	
取組内容	担当課
父親の育児への積極的な参画に向けて子育てガイドの配布や学校等の行事への積極的な参加の働きかけを行います。また、育児を家族で協力して行う要領の周知や機会の提供を行います。	
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■マタニティセミナーへの家族の参加促進 ■父親向けの子育て参加パンフレットの配布 ■子育て応援ガイドブックの配布 ■男性の学校行事等への参画促進 ■保育所親支援事業の充実 ■PTA 家庭教育学級の充実 ■幼稚園家庭教育学級の充実 	保育課 子育て支援課 健康づくり課
◆男性の介護参加への促進	
取組内容	担当課
要介護者等の家族に向けて、介護に関する知識や介護方法の指導を行うとともに、交流会や教室等を開催することで、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援します。	高齢介護課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■介護への男性の参画促進のための啓発 ■介護者の集いの開催 	

基本的な課題2－3 女性のチャレンジ支援

現状と課題

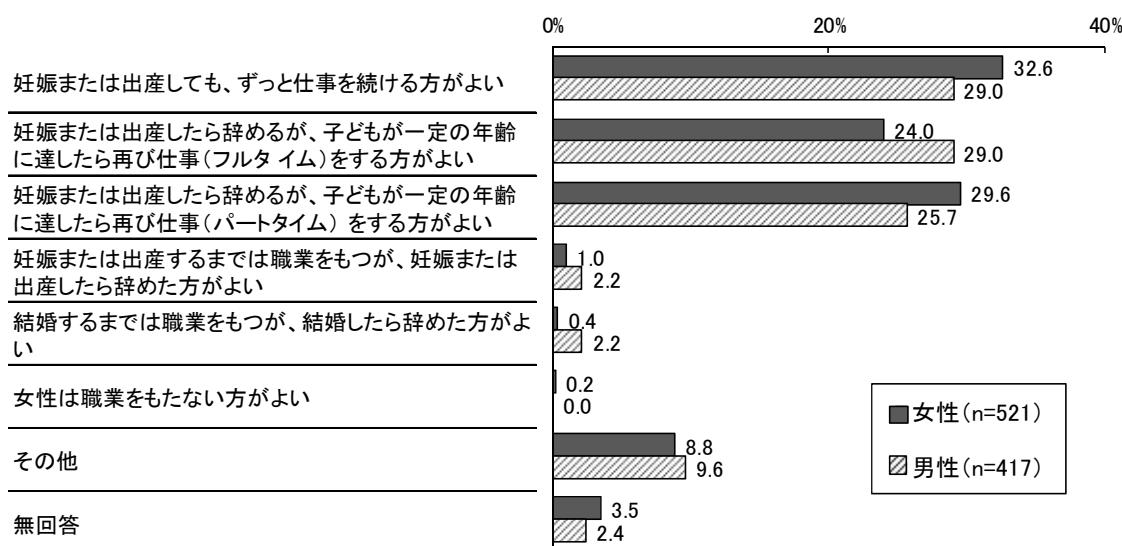
働く場における女性の活躍を推進することは、我が国の経済社会の持続的成長や、企業の競争力強化など、豊かで活力ある社会の実現につながります。本市の女性の労働率は上昇傾向にありますが、出産から子育て期にあたる30～40歳代の労働率は、国や県と同様に浅い「M字カーブ」を描いています。

市民意識・実態調査では、女性の働き方について、男女ともに「妊娠または出産しても、ずっと仕事を続ける方がよい」が最も高く、次いで女性は「妊娠または出産したら辞めるが、子どもが一定の年齢に達したら再び仕事（パートタイム）をする方がよい」、男性は「妊娠または出産したら辞めるが、子どもが一定の年齢に達したら再び仕事（フルタイム）をする方がよい」との回答が多くなっています。

事業所アンケート調査においても、女性従業員の就労傾向について「結婚・出産を経ても、働き続けることが一般的になっている」との回答が半数を超えていました。

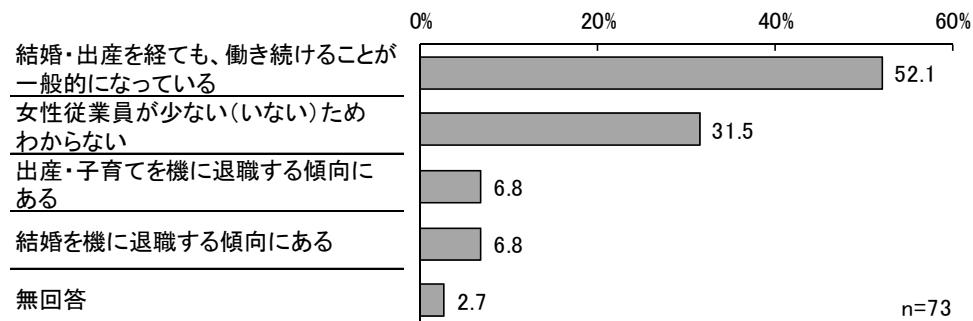
女性の働き方については、妊娠または出産後も働き続けることが一般化しつつありますが、女性がライフステージのどの段階にあっても、各家庭の実情に応じて希望する働き方を実現することができるよう、子育てや介護をしながらでも働きやすい職場における両立支援制度の整備、多様な働き方に対応した情報提供が重要となっています。

女性の働き方について【性別】



資料：市民意識・実態調査

市内事業所における女性従業員の就労傾向



資料:事業所アンケート調査

施策の方向性 2－3－① 女性の就業・起業への支援

女性がライフプランに応じた働き方を実現することができるよう、起業や再就職等に関する相談支援からキャリア形成に向けた支援を行います。

◆女性の就業や起業に対する支援	
取組内容	担当課
商工会や県の女性キャリアセンター等と連携し、女性の起業や再就職のための各種セミナーに関する情報提供や女性の働き方に関する啓発を行います。また、地域で就職したい人が希望と能力に応じた働き方を実現できるよう、きめ細やかな相談や求人情報の提供を行います。	人権推進課 産業観光課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■女性活躍に関する情報提供 ■女性の起業・再就職支援 ■無料職業紹介所の充実 ■内職相談の充実 	

施策の方向性 2－3－② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

起業や経営をはじめとする経済分野で活躍する女性に関する情報を発信することで女性の参画を促進します。

また、農業や商工自営業等において、女性が経営等に参画できるよう事業者に向けた意識啓発を推進します。

◆経済分野における女性の活躍に関する情報発信	
取組内容	担当課
県の女性キャリアセンターとも連携し、男女共同参画情報紙や市のホームページを通じて、働く女性や働きたい女性のロールモデルとなるような活躍する女性に関する情報を発信し、女性の経済分野への参画につなげます。	人権推進課
【具体的な事業内容】	
■女性の多様な活躍に向けた情報発信	
◆農商工・自営業・小規模事業所に向けた男女共同参画の啓発	
取組内容	担当課
家族従業者を擁する農業者や個人事業主、小規模事業所等に向け、男女共同参画の意識啓発を図ります。	産業観光課
【具体的な事業内容】	
■農業に従事する女性への支援	
■商工自営業等に従事する女性への支援	

基本目標3 あらゆる暴力の根絶

【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

基本的な課題3－1 暴力根絶のための意識啓発

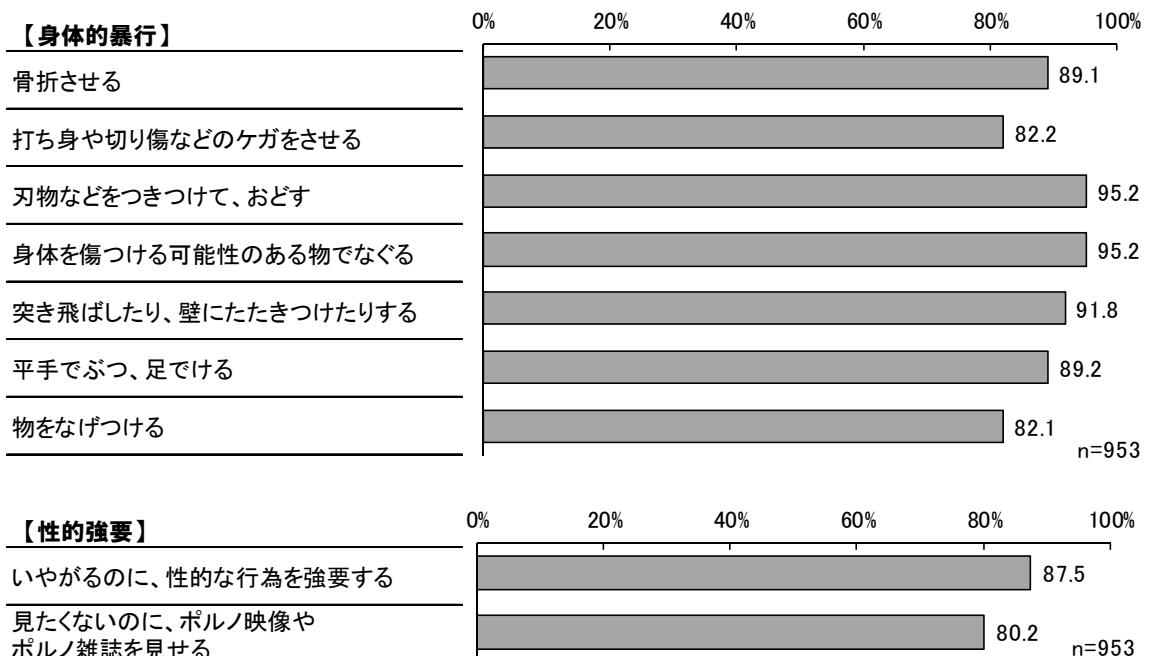
現状と課題

DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントは、被害者本人からの訴えがないと、相談窓口の支援につながらず、問題が潜在化しやすい傾向があります。

市民意識・実態調査では、DVと認識される行為について配偶者や恋人同士の間で行われた場合に暴力にあたるかをたずねたところ、「どんな場合でも暴力にあたる」との回答は、ケガをさせるなどの身体的暴行や性的強要では8～9割であるのに対し、何を言っても長期間無視し続けるなどの心理的攻撃や、生活費を渡さないなどの経済的圧迫では6～7割となっています。

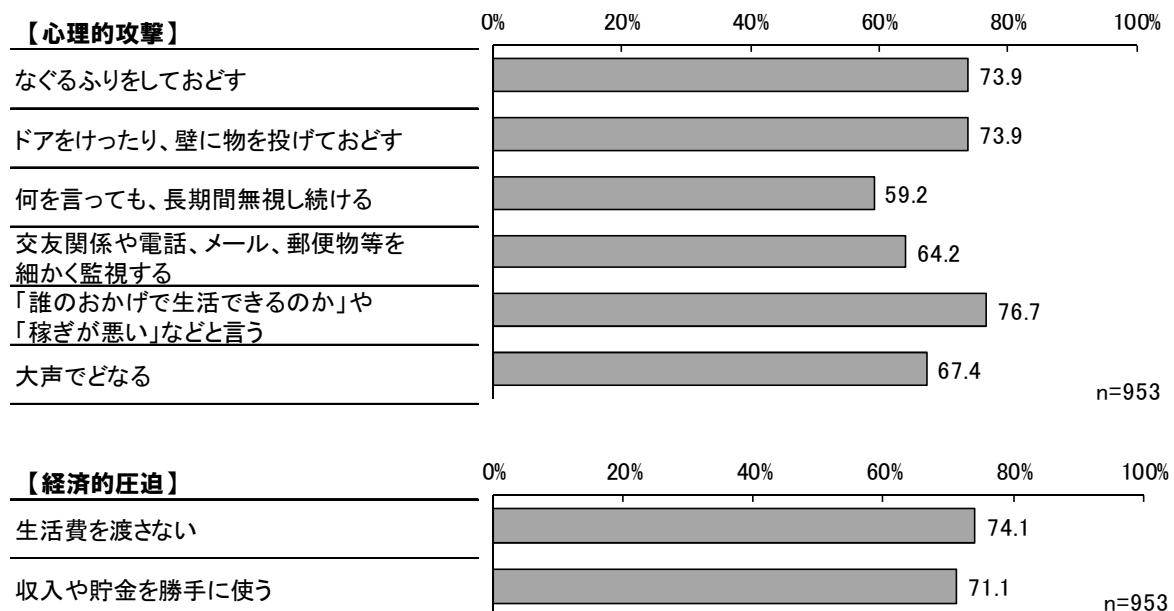
「暴力は人権侵害であり、どのような暴力であっても決して許されるものではない」という認識を高めるとともに、どのようなことがDVにあたるか、また、DVと密接に関連する児童虐待に関する内容を含め、暴力に対する正しい認識の普及など、市全体であらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが重要です。

DVと認識される行為（「どんな場合でも暴力にあたる」の割合）【身体的暴行・性的強要】



資料：市民意識・実態調査

DVと認識される行為(「どんな場合でも暴力にあたる」の割合)【心理的攻撃・経済的圧迫】



資料:市民意識・実態調査

施策の方向性3－1－① 意識啓発・広報の強化

DVや性暴力・性犯罪は人権侵害であり、犯罪となる行為であるという問題意識を一人一人が持つことができるよう、あらゆる機会を活用し、継続的に啓発事業を実施します。

◆暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実	
取組内容	担当課
広報紙やパネル展などにより、DVや性犯罪・性暴力及び各種ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発活動に継続的に取り組みます。 【具体的な事業内容】 ■DVを防止するための情報発信・啓発活動 ■女性に対する暴力をなくす運動の推進 <small>新規</small>	人権推進課
◆若年層に向けた広報・啓発の充実	
取組内容	担当課
中高生をはじめとした若年層に向けて、デートDVや性被害の防止のための広報・啓発を充実します。 【具体的な事業内容】 ■デートDV・性被害の防止に向けた若年層への広報・啓発 <small>新規</small>	人権推進課 学校教育課

施策の方向性3－1－② 地域における暴力防止対策の推進

地域における様々な団体や事業所の中で、一人一人がDVや性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントに対する問題意識を持ち、未然にDV被害を防止するとともに、継続的な見守りや、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう、地域における暴力防止対策に取り組みます。

◆地域における暴力防止対策の推進	
取組内容	担当課
農業委員会、人権擁護委員、民生委員、児童委員、自治会、商工会及び老人クラブなどの市内の組織や団体、そのほか市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、地域全体で暴力を許さないという意識の浸透を図ります。	人権推進課 関係各課
【具体的な事業内容】	
■自治会、市民団体等への情報発信	

基本的な課題3－2 相談体制の充実

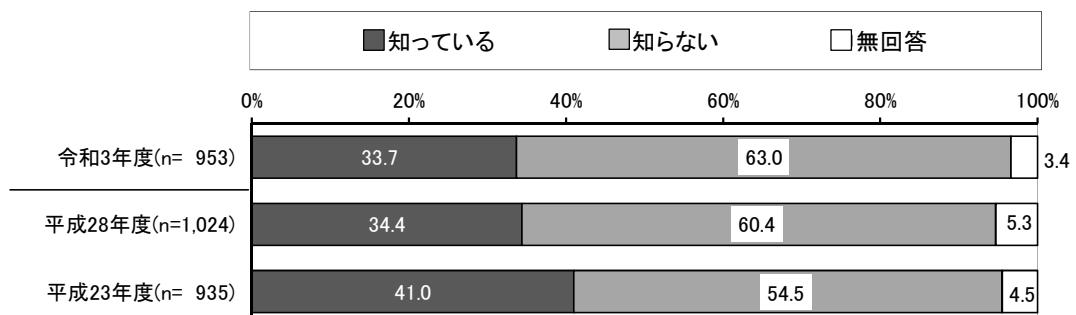
現状と課題

市民意識・実態調査から、DVについての相談窓口の認知度について、経年で比較しても「知っている」割合が徐々に下がっている状況が明らかになっています。

また、DV被害を受けた人の相談状況については、「相談した」割合は女性が約4割、男性で約2割となっており、男性で「相談しようとは思わなかった」との回答が多くなっています。相談ができなかった理由としては、男性で「相談するほどのことではないと思ったから」「自分に悪いところがあると思ったから」などが多くあげられており、相談先としては、女性で警察などの公的機関へ相談が一定数見られるのに対し、男性は公的機関の利用状況が少なくなっています。

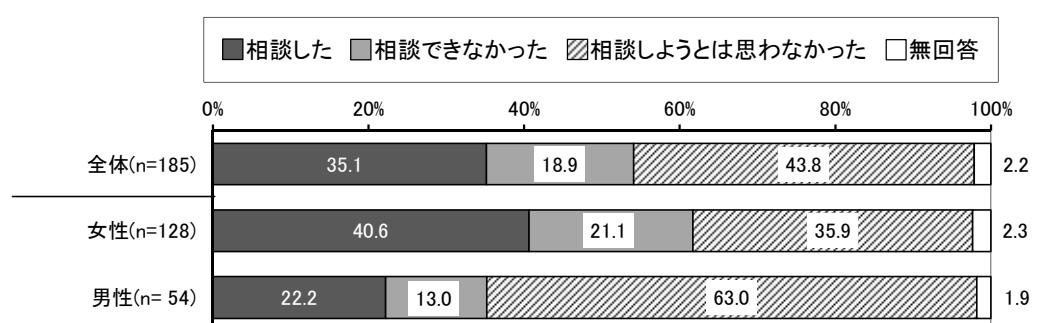
引き続き、市の相談窓口をはじめ、国や県の相談機関を含むメールやSNSを活用した多様な相談方法の周知に取り組むとともに、誰もが気軽に相談することができるよう、相談しやすい体制づくりに取り組むことが重要です。

DVについての相談窓口の認知度【経年比較】

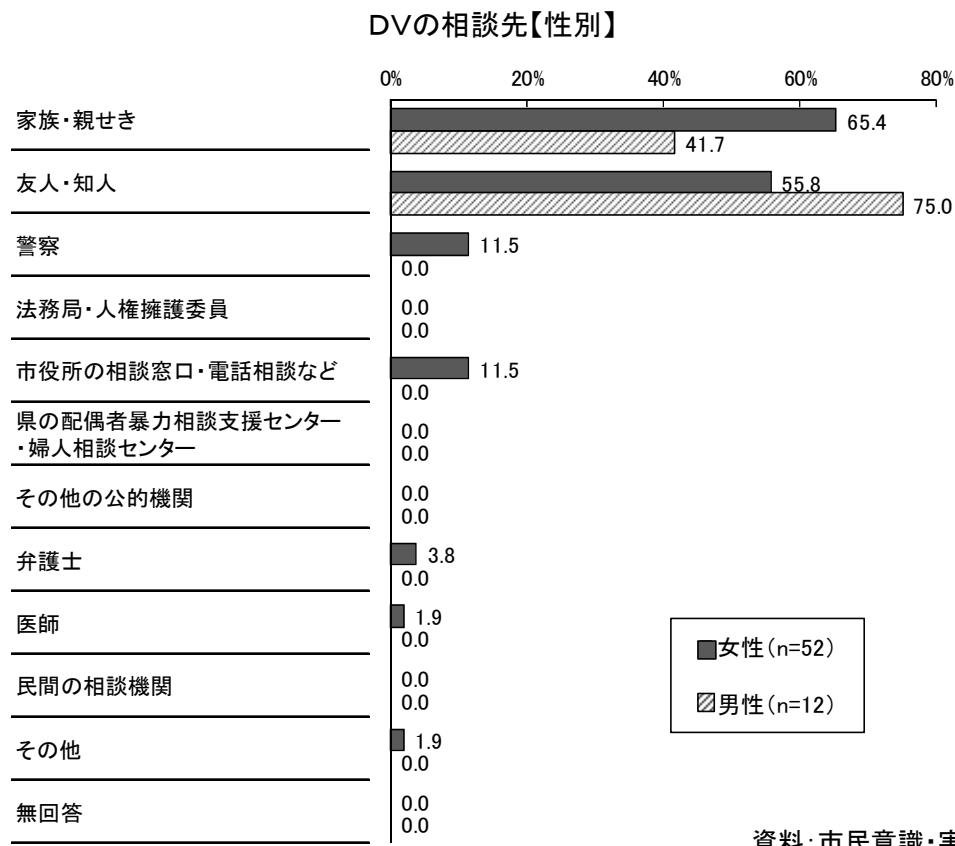


資料:市民意識・実態調査

DVの相談状況【性別】



資料:市民意識・実態調査



資料：市民意識・実態調査

施策の方向性3－2－① 相談体制の充実

DVや性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントの被害が深刻化する前に支援につなぐことができるよう、気軽に相談できる窓口の周知に努めるとともに、相談員の技術向上や、庁内及び関係機関との連携による相談体制の強化に取り組みます。

◆相談窓口の充実と関係機関の連携	
取組内容	担当課
被害者が早期に相談を行い、適切な機関や支援につなぐことができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図ります。 また、SNSの活用などによる、気軽に相談できる多様な相談窓口に関する情報発信を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害の長期化や未然防止に努めます。	
【具体的な事業内容】 ■庁内各課と連携したDV相談の実施 ■相談窓口の周知 ■家庭児童相談の充実 ■教育相談の充実	人権推進課 子育て支援課 学校教育課 関係各課

◆相談しやすい体制の整備	
取組内容	担当課
<p>対面だけでなく、オンラインや電話など様々な方法により、性別に問わらず相談しやすい体制の整備を推進します。</p> <p>あわせて、相談員や相談担当職員を国や県が主催する研修に派遣するなど、最新の情報に基づいた適切な相談を実施できるよう、相談員の相談技術向上に努めます。</p>	
<p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■女性相談の実施 ■各種相談の実施 ■相談員の相談技術向上 ■男性被害者に向けた相談機会の拡充 	<p>人権推進課 市民課</p>

基本的な課題3－3 暴力被害者の保護・支援

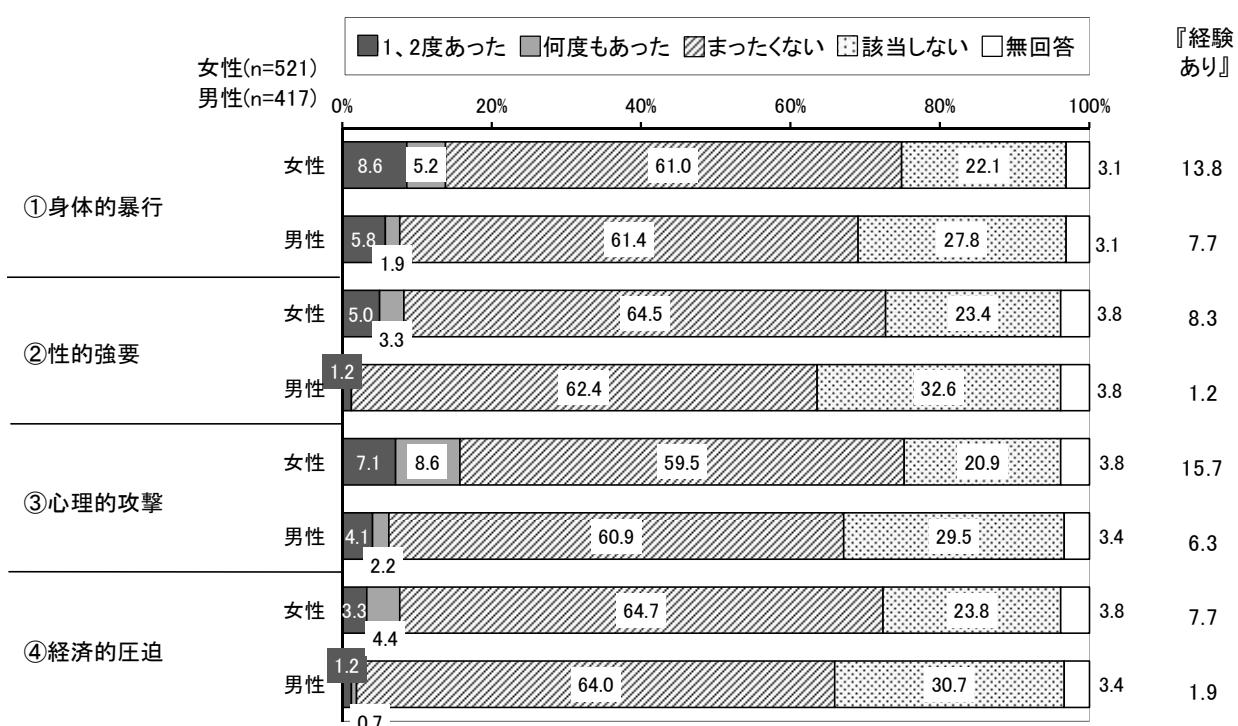
現状と課題

市民意識・実態調査によると、DVと考えられる行為を受けた経験は、全体では身体的暴行と心理的攻撃で約1割、性的強要と経済的圧迫では約5%となっていますが、性別でみると、いずれの暴力の『経験あり』の割合は、女性が男性を上回っています。

また、DVの経験がある女性の約4人に1人が、相手の行為により命の危険を感じたことがある」と回答しています。

DV被害に関しては、被害者の生命に関わる深刻なケースが起こり得ることを念頭に、庁内の各課と連携し、被害者とその子どもの安全を確保する必要があります。また、被害者的心身の回復に向けたケアや経済的な支援等、自立を視野に入れた継続的な支援が重要となります。

DVを受けた経験の有無【性別】



資料:市民意識・実態調査

施策の方向性3－3－① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

DV被害者について、加害者によって生命を脅かされる危険性が伴う場合など、被害者を適切に保護し、安全を確保することができるよう、関係機関との連携強化を行います。

◆暴力被害者の緊急時安全確保と対応	
取組内容	担当課
警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する体制整備に取り組みます。また、DV被害者の子どもに関する安全の確保について、適切に対応することができるよう、要保護児童対策協議会の充実に取り組みます。	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課 学校教育課 関係各課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none">■暴力被害者の緊急時安全確保と対応■被害者の子どもに関する安全の確保■DV対策連携会議の開催■要保護児童対策地域協議会の充実	
◆被害者等の届出手続きに関する支援	
取組内容	担当課
DV被害者の二次被害を防ぎ、市役所での諸手続きを安全かつ迅速に行うことができるよう、窓口に同行するなどの支援を行います。また、住民基本台帳事務における支援措置に基づき、個人情報を適切に取り扱うことで、被害者の安全確保に努めます。	人権推進課 市民課 子育て支援課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none">■被害者等の届出手続きに関する支援	学校教育課

施策の方向性3－3－② 被害者の自立支援

D V被害者が自立し、安心して暮らすことができるよう、住居の確保や同伴する子どもの教育支援、経済的な自立支援、生活を安定させるための就労支援等、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

◆被害者の自立に関する支援の充実	
取組内容	担当課
D V被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、生活保護制度の適切な運用、手当の申請や保育所入所等の手続きを適切に行うことができるよう支援します。 また、必要に応じてD V被害者が同伴する子どもの相談を行うとともに、被害者が同伴する児童の就学等に対応し、学校と連携して適切な心のケアを行います。	人権推進課 市民課 共生福祉課 子育て支援課 保育課 学校教育課
【具体的な事業内容】 ■被害者の自立に関する支援の充実	

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり

基本的な課題4－1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

現状と課題

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

過去に発生した大規模災害時には、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分であった事例が報告されており、それを受け、国では令和2年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表しています。

防災に関する課題として、意思決定の場に参画する女性の割合が低いこと、固定的な役割分担意識により、災害時においても子育てや介護などの家庭的責任が女性に偏ることや男性では経済的責任による重圧が高まることなどが指摘されています。

北本市の防災会議委員に占める女性の割合を県央圏域の自治体と比較すると、市は令和3年度 11.9%とやや低くなっています。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った安全及び安心の確保が重要であることを、様々な世代に向けて普及していくことが必要です。

県央圏域自治体における防災会議委員に占める女性の割合(令和3年4月1日現在)

	女性 委員数	総委員数	女性の 割合
県平均	-	-	12.2%
北本市	5	42	11.9%
鴻巣市	6	39	15.4%
上尾市	5	33	15.2%
桶川市	5	28	17.9%

資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況

※伊奈町は非公表

施策の方向性4－1－① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実

一人一人が、地域の安全を市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全及び安心な生活を送ることができるよう、地域ぐるみで取り組む防災及び防犯活動への支援を行います。また、男性と女性それぞれに配慮した、男女共同参画の視点に立った防災及び防犯体制を整備します。

◆自主防災組織や消防団活動等における男女共同参画の推進	
取組内容	担当課
自主防災組織や消防団等への女性の積極的な参加を働きかけるとともに、 自主防災組織における女性リーダーの育成を図ります。	
【具体的な事業内容】 ■自主防災組織や消防団等への女性の参画促進 ■防災分野における女性リーダーの育成 新規	くらし安全課
◆男女共同参画の視点に立った避難所運営の促進	
取組内容	担当課
災害時の困難事案やニーズの違いに配慮するため、避難所運営等への女性の参加を促し、指定避難所等の開設や環境整備、災害備蓄品の選定等にあたって、女性の意見が反映されるよう努めます。	
【具体的な事業内容】 ■避難所運営等への女性の参画促進 ■男女共同参画の視点に立った避難所づくり 新規	くらし安全課
◆男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備	
取組内容	担当課
警察や防犯協会と連携した防犯指導や啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯組織による見守り活動や防犯パトロールを支援します。また、特に女性の被害者が多い振り込め詐欺について、未然防止への周知を図ります。	
【具体的な事業内容】 ■自主防犯団体の活動支援 ■防犯意識の高揚に向けた啓発	くらし安全課

施策の方向性4－1－② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進

防災や災害対応時における性別による多様なニーズやリスクを反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災及び災害対応に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

◆防災に関する委員会等への女性の参画促進	
取組内容	担当課
地域の防災力向上を図るため、北本市防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を促進し、女性の意見が反映されるよう努めます。	くらし安全課
【具体的な事業内容】	
■防災分野の協議会・審議会等への女性の参画促進 新規	

基本的な課題4－2 健康で安心して暮らせる環境整備

現状と課題

本市では、高齢化率が年々増加しており、全国及び埼玉県の数値を上回っています。中でも女性の長寿化を受け、女性の高齢者人口の増加が顕著となっています。また、ひとり親家庭については、近年は減少傾向にあるものの、令和2年時点で約300世帯となっています。

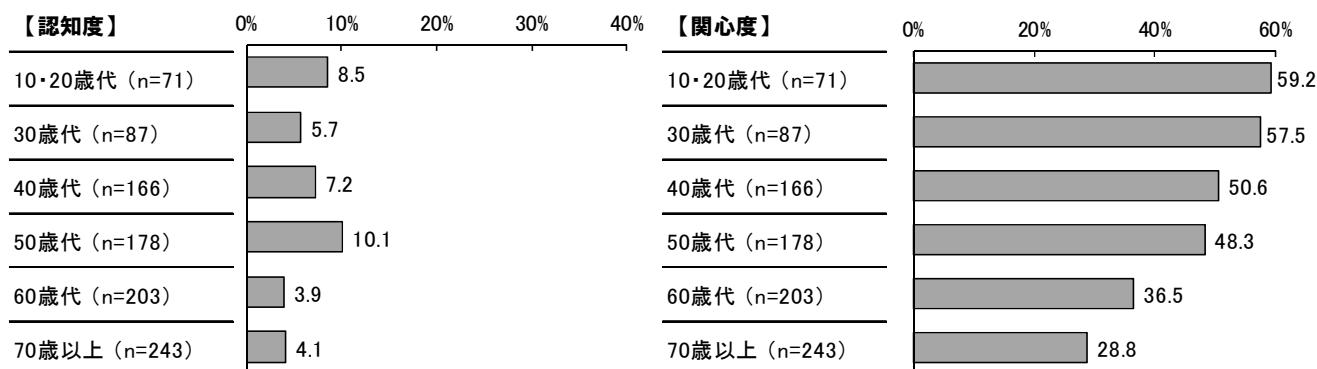
特に女性は、出産や育児による就業の中止や非正規雇用者の割合が高いことに加え、男性に比べ寿命が長く高齢期の単身生活が長い傾向にあるなど、貧困などの生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国的に女性の雇用や所得に大きな影響を及ぼし、女性の貧困が深刻化したといわれています。合わせて、女性が子どもの養育に関する責任を負うことが多い日本では、子どもの貧困も大きな課題となっています。

支援を必要とする人が、地域の中で孤立することなく、相談につながり、住まいや安定した収入を確保することができるよう、セーフティネットの整備を図ることが重要です。

市民意識・実態調査では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）については、「内容を知っている」割合が50歳代を除き1割に満たない数字となっていますが、一方で、若い世代ほど関心が高いという結果となっています。また、女性の性と生殖に関する健康が保障されていると思う割合は、平成28年度の前回調査から変化が見られません。

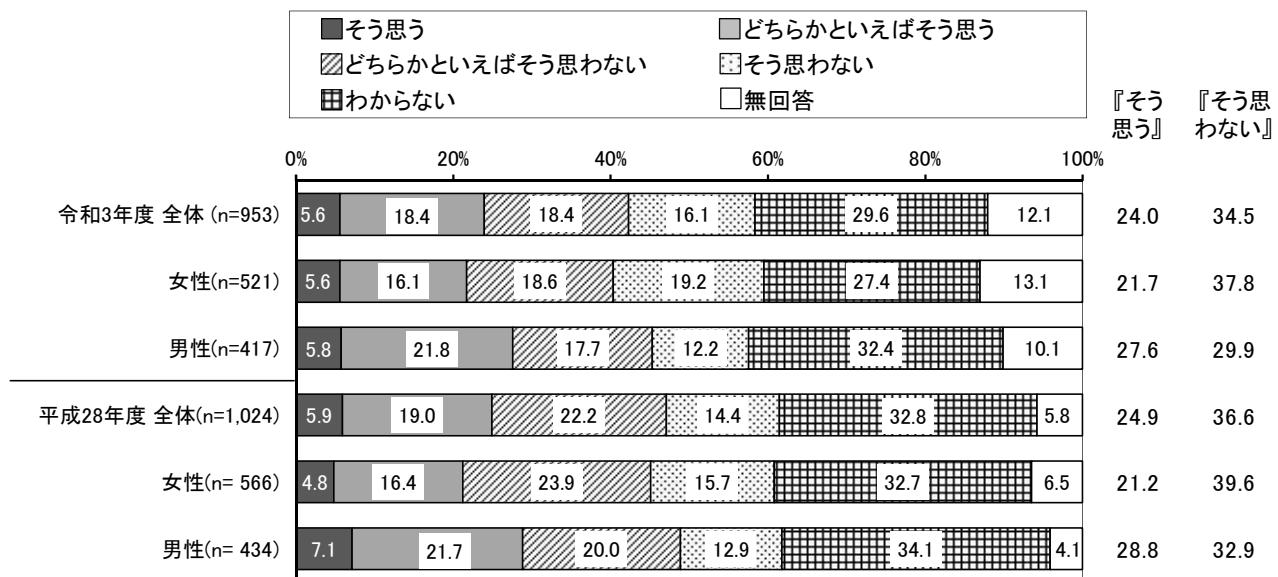
男女がライフステージに応じて、適切な保健及び医療を受けることのできる環境づくりに取り組むとともに、妊娠や出産等に対して正確な知識や情報を入手し、自己決定を行うことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方について、わかりやすい啓発に努めるとともに、それに基づく取組を推進することが必要です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度（「内容を知っている」割合）と
関心度（「関心がある」割合）【年齢別】



資料：市民意識・実態調査

女性の性と生殖に関する健康の保障について 【経年比較・性別】



資料:市民意識・実態調査

施策の方向性4－2－① 誰もが安心して暮らし続けるための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人、生活に困窮する人等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して生活を送ることができるセーフティネットの整備に取り組みます。

◆ひとり親家庭等への支援	
取組内容	担当課
ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、また、保護者が安心して子どもを育てることができ、経済的な理由で子どもの就学機会が失われることのないよう、経済的支援や日常生活の支援に向けたヘルパー派遣、母子生活支援施設への入所措置、就労支援等を行います。	
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭等医療費支給事業 ■児童扶養手当支給事業 ■ひとり親家庭等日常生活支援事業 ■母子生活支援施設への入所措置 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ■小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業 	子育て支援課 学校教育課

◆高齢者への地域生活の支援	
取組内容	担当課
高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で健康に安心して暮らし続けることができるよう、介護予防事業・日常生活支援事業や啓発活動、各種の相談に対応します。また、介護保険制度の趣旨について普及啓発を行います。	
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■介護予防教室等の開催 ■啓発パンフレットの作成・配布 ■介護保険制度についての出前講座の開催 	高齢介護課
◆障がいのある人への地域生活の支援	
取組内容	担当課
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、当事者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用にあたって必要な支援を行うための相談体制の充実に取り組みます。	障がい福祉課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■障害者相談支援事業の実施 	
◆生活に困難がある方への支援	
取組内容	担当課
失業や就職活動の行き詰まり、心身の状況、地域社会との関係性など様々な事情で困窮状態に陥っている人（生活困窮者）を対象に、自立に向けた相談支援や就労に関する支援、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業等を行います。	共生福祉課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者自立支援制度を活用した支援の推進 新規 	

施策の方向性4－2－② 互いの性と生命を尊重する意識づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて健康な生活を実現することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の理解促進に向けたわかりやすい意識啓発と、性差に応じた疾病予防・健康づくりに取り組みます。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	
取組内容	担当課
女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及及び啓発活動を行うとともに、母子保健事業による切れ目のない支援を行います。また各学校において性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重し合う態度を育成します。	人権推進課 健康づくり課 学校教育課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none">■リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報発信■リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発■健康教育・性に関する指導の推進	
◆性差に応じた特有の疾病予防と健康づくりへの支援	
取組内容	担当課
成人健康講座や健康相談等の機会を通じて、男女双方のライフサイクルに合わせた健康づくりの支援を行います。 健康診査を受ける機会のない若い女性のために健康診査及び事後指導を行うとともに、性差に応じたがん検診の実施や受診推奨を含めた情報発信を行います。	健康づくり課
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none">■成人健康講座・健康相談の実施 新規■乳がん・子宮がん検診等、女性を対象とした検診の実施と受診勧奨■前立腺がん検診等、男性を対象とした検診の実施と受診勧奨	

基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化

基本的な課題5－1 計画の総合的な推進体制の充実

現状と課題

本計画に掲げた内容を実現するためには、国や県等の行政機関と連携しながら、多岐にわたる取組を総合的かつ計画的に展開していく必要があります。また、行政だけではなく、市民、市民団体及び事業者等それぞれの立場から男女共同参画の重要性を認識し、一人一人が推進に向けて取り組むことが重要です。

今後も、計画の着実な推進に向けて、男女共同参画や女性活躍の必要性や重要性に関する全庁的な認識のもとに計画に取り組むことができるよう、市職員への啓発や、ロールモデルとなる職員の育成を行います。その際、市の職員の仕事と子育ての両立や女性職員の活躍に関する行動計画である「北本市次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画」との一体的な推進を図ることが求められます。

また、関係機関との連携により、P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理体制の強化に取り組むことが重要です。

施策の方向性5－1－① 庁内における男女共同参画の推進

本市における男女共同参画の推進に向けて、市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実現させ、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に参画できるよう、庁内における男女共同参画の視点に立った職場環境の整備に取り組みます。

◆施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進	
取組内容	担当課
行政組織の中での男女共同参画を推進し、施策の立案や決定の過程において男女双方の視点を反映することができるよう、昇任及び昇格等において女性を積極的に登用するとともに、女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行います。	総務課 関係各課
【具体的な事業内容】 ■女性職員の管理職への登用 ■性別にとらわれない職員配置の推進	

◆女性職員の研修機会の拡大	
取組内容	担当課
女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画することができるよう、政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制をつくり、管理職としての能力開発及び意識改革を図ります。	
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■女性職員の研修機会の拡大 ■職員の能力開発の支援 ■女性管理職による意見交換会の開催 <small>新規</small> 	<small>総務課</small> <small>関係各課</small>
◆職員のワーク・ライフ・バランスの実現	
取組内容	担当課
全職員に向けて、育児休業、介護休業、配偶者出産休暇及び短時間勤務制度等、各種制度の定期的な周知を図り、制度の利用を促進します。 また、職員の在宅勤務やノー残業デー等の実施によるワーク・ライフ・バランスの推進により、出産や育児における仕事と子育ての両立、また介護をはじめとする支援など、全職員がライフステージに合わせて意欲的に仕事に取り組める職場環境を形成します。	<small>総務課</small>
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■男性職員の育児休業・介護休業等の取得促進 ■働きやすい勤務制度の導入による職場環境の整備 	

施策の方向性5－1－② 庁内推進体制の充実

本市における職員一人一人が男女共同参画の実現を目指すという共通認識を持って職務に当たることができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を行います。

◆庁内推進体制の充実	
取組内容	担当課
男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要があることから、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取組を進めます。また市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施します。また、職員が仕事と子育ての両立を図り、女性職員が活躍できるよう「北本市特定事業主行動計画」と一体的な推進を図ります。	<small>総務課</small> <small>人権推進課</small>
【具体的な事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ■庁内推進体制の充実 ■職員研修の充実 	

施策の方向性5－1－③ 計画の進行管理

本計画の着実な推進に向けて、計画に基づく施策の実施状況の管理と検証を行うとともに、その結果を公表するなど、P D C Aサイクルに基づく進行管理を行います。

◆PDCAサイクルに基づく計画の進行管理	
取組内容	担当課
計画に基づく施策の実施状況を毎年度把握し、男女共同参画審議会において検証を行うとともに、その結果を年次報告書として取りまとめ、公表するなど、本計画の着実な推進に努めます。	人権推進課
【具体的な事業内容】 ■男女共同参画審議会の開催 ■男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表	

施策の方向性5－1－④ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

男女共同参画の推進に向けた施策は多岐にわたることから、市内団体や事業者等、地域との連携が不可欠です。そのため、市内事業者や団体に対し、意識啓発や情報提供等の支援を行うなど、協働による男女共同参画の推進に取り組みます。また、国や県に対しても働きかけや情報交換等を行うなど、連携して取組を推進します。

◆多様な主体との協働による男女共同参画の推進体制強化	
取組内容	担当課
市民、団体及び事業者に対し、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、地域で男女共同参画に関する研修などを実施する際の講師を派遣するなど、地域における男女共同参画に関する学びを支援します。 また、事業所認証制度により、事業者の活動を支援します。	人権推進課
【具体的な事業内容】 ■市内事業者・団体等への男女共同参画に関する情報提供 ■国・県との連携 ■研修等への講師派遣 ■男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知（再掲）	

資料編

1. 策定経過

令和3年度

月・日	事 項	内 容
7月14日	第1回北本市男女共同参画推進委員会	第六次北本市男女行動計画策定について
8月26日～9月6日	第2回北本市男女共同参画推進委員会 (書面開催)	第六次北本市男女行動計画の策定に係る市民意識・実態調査について
9月17日～10月5日	第1回北本市男女共同参画審議会(書面開催)	(1) 第六次北本市男女行動計画の策定について (2) 第六次北本市男女行動計画の策定に係る市民意識・実態調査について
10月30日～11月22日	北本市男女共同参画に関する市民意識・実態調査	○調査対象 北本市在住の18歳以上の市民2,000人 ○調査項目 男女平等に関する意識、家庭生活(家事・育児・介護)と地域活動、ワーク・ライフ・バランス、職業生活、配偶者等からの暴力、防災・災害対応における男女共同参画、性の多様性、市の男女共同参画の取組について
11月17日～12月6日	北本市男女共同参画に関する事業所アンケート調査	○調査対象 市内事業所200社 ○調査項目 女性活躍推進への取組、女性の管理職登用、仕事と育児・介護の両立支援、テレワーク、職場における各種ハラスメントの防止、LGBTQ等への対応、市の施策・制度について
1月31日	第3回北本市男女共同参画推進委員会 (書面開催)	第六次男女行動計画の策定に伴う男女共同参画に関する調査の結果について
2月16日～3月2日	第2回北本市男女共同参画審議会(書面開催)	(1) 第六次男女行動計画の策定に伴う男女共同参画に関する調査の結果について (2) 今後のスケジュールについて

令和4年度

月・日	事 項	内 容
5月31日	第1回北本市男女共同参画推進委員会	(1) 第六次北本市男女行動計画の骨子案について
6月28日	第1回北本市男女共同参画審議会	第六次北本市男女行動計画の骨子案について
8月25日	第2回北本市男女共同参画推進委員会	(1) 第六次北本市男女行動計画の素案について (2) 第六次男女行動計画策定事業スケジュールについて
10月14日	第3回北本市男女共同参画推進委員会	第六次北本市男女行動計画原案について
10月20日～ 10月24日	第4回北本市男女共同参画推進委員会 (書面開催)	第六次北本市男女行動計画原案について
11月2日	第2回北本市男女共同参画審議会	第六次北本市男女行動計画原案について
11月11日～ 12月11日	パブリックコメント手続の実施	0件
1月31日	第3回北本市男女共同参画審議会	(1) 第六次北本市男女行動計画案について (2) 第六次北本市男女行動計画の策定に係る答申案について

2. 北本市男女共同参画審議会規則

平成5年3月16日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体等の代表者
 - (2) 知識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。附則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。附則（平成16年規則第15号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、北本市女性会議規則（平成5年規則第7号）により委嘱されている北本市女性会議委員は、この規則により委嘱されたものとみなし、その任期は、当該会議規則により委嘱された日までとする。

附 則（平成19年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北本市男女共同参画審議会規則の規定は、平成19年6月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第5号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北本市男女共同参画審議会 委員名簿

令和3年度（任期～令和4年5月31日）

◆第1号委員（公共的団体等の代表者） 5名

氏名	推薦団体
もちづき さとこ 望月 聰子	北本市PTA連合会
すずき ようこ 鈴木 洋子	北本市商工会女性部
おがわ ちひろ 小川 千尋	北本市婦人会
よしづみ たけお 吉住 武雄	社会福祉法人 北本市社会福祉協議会
なかはら かずひろ 中原 和洋	北本市自治会連合会

◆第2号委員（知識経験者） 5名

氏名	推薦団体・備考
みねお としゆき 峯尾 敏之	元小学校教頭
たけこし のりこ 竹越 典子	北本市小・中学校校長会
あおき みどり 青木 みどり	北本市男女共同参画審議会委員経験者
よしの みちこ 吉野 道子	北市民生委員・児童委員協議会
いいの せいじ 飯野 誠治	北本市男女共同参画審議会委員経験者

◆第3号委員（関係行政機関の職員） 1名

氏名	推薦団体
たかなし てるみ 高梨 光美	埼玉県県央地域振興センター

◆第4号委員（公募） 1名

氏名
みねかわ みはる 峯川 美春

令和4年度（任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日）

◆第1号委員（公共的団体等の代表者） 5名

No	氏名	推薦団体
1	もちづき さとこ 望月 聰子	北本市PTA連合会
2	うえだ くみこ 上田 久美子	北本市商工会女性部
3	あらい さちこ 新井 幸子	北本市婦人会
4	ふかや しのぶ 深谷 忍	社会福祉法人北本市社会福祉協議会
5	たにぐち ふみひろ 谷口 文啓	北本市自治会連合会

◆第2号委員（知識経験者） 4名

No	氏名	推薦団体・備考
1	うちだ ひろこ 内田 浩子	北本市小・中学校校長会
2	もぎ よしみ 茂木 好	北本市民生委員・児童委員協議会
3	よしの みちこ 吉野 道子	北本市男女共同参画審議会委員経験者
4	うちだ ひさこ 内田 寿子	男女共同参画の推進に取り組む事業者

◆第3号委員（関係行政機関の職員） 1名

No	氏名	推薦団体
1	たかなし てるみ 高梨 光美	埼玉県県央地域振興センター

◆第4号委員（公募） 0名

No	氏名
1	

3. 質問・答申

北総人発第21号
令和3年9月17日

北本市男女共同参画審議会
会長 吉野道子様

北本市長 三宮幸雄
(公印省略)

第六次北本市男女行動計画の策定について（質問）

北本市男女共同参画推進条例第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

1 質問内容

第六次北本市男女行動計画について

2 理由

本市では平成5年度に男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための基本計画として、北本市男女行動計画を策定しました。その後、3回の見直しを重ね、現在は第五次計画に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。第五次計画の計画年度が令和4年度に終了することから、これまでの市の取組みを検証し、国や県の計画、男女共同参画社会形成に関連する社会情勢の変化等を踏まえ、第六次北本市男女行動計画を策定します。この計画策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

審議会の意見反映後、確定版に差し替える。

北男女審収第2号
令和5年月日

北本市長 三宮幸雄様

北本市男女共同参画審議会
会長 吉野道子

第六次北本市男女行動計画の策定について（答申）

令和3年9月17日付け北総人発第21号で諮問を受けた第六次北本市男女行動計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答申

当審議会は、市長から諮問された第六次北本市男女行動計画について、その案を慎重に審議した結果、適当であると認める。

今後、計画の推進にあたっては、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく市民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向け、別紙の当審議会の意見に十分配慮され、計画の実現に努められたい。

意 見

1 政策及び意思決定の場における女性の活躍促進について

政治、経済、地域社会等、あらゆる分野において、政策及び意思決定過程に男女がともに参画することは、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。

平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においては、令和 12 年（2030 年）までに、政治、経済公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なりダメーションの機会を確保することが掲げられている。

しかし、政策及び意思決定の場における女性の参画については、不十分な現状であるといえる。本市の審議会等の委員における女性の割合については、第五次北本市男女行動計画及び国の第 5 次男女共同参画基本計画で掲げられている 40 %以上という目標に大きく届いておらず、女性の委員がいない審議会は本年度時点で 7 つある状況である。

将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するための重要な担い手として、あらゆる分野において女性の活躍の機会を拡大していくよう一層取り組んでいただきたい。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進について

男女とも働きたい人の全てが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、家庭や地域等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するために、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要である。

しかし、令和 3 年度に市が実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果によると、希望・理想では「仕事と家庭生活をともに優先したい」という回答が男女ともに最も多いが、現実では女性で「家庭生活を優先している」、男性で「仕事を優先している」という回答が最も多くなっている。また、結婚及び出産期に女性の労働力人口が低下するという、いわゆる M 字カーブ問題は解消に向かっているものの、依然として、職業能力を十分に有しているのにもかかわらず求職していない女性は少なくない。

性別にかかわらず、ライフスタイルや価値観などに応じた多様な働き方を普及するために、労働時間の短縮及び弾力的な勤務体制の導入等の必要性に関する啓発や、働きながら育児や介護を行う人を支援するサービスの充実等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めていただきたい。

3 あらゆる暴力の根絶について

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための支援を行い、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題である。

特に、DV（ドメスティック・バイオレンス）は家庭内や親密な間柄で起こることから、他者が発見することが容易ではない。さらに、経済力不足のため自立的な生活環境を築くことが困難であるという理由により、被害者が加害者のもとから避難することができない場合も少なくない。

暴力の背景には、社会における固定観念や偏見、経済力や社会的な立場の違い等が存在しており、その根絶には、一人一人の意識改革が欠かせない。暴力の加害者、被害者又は傍観者とならないために、市民に対する啓発や、学童期からの教育をはじめとした暴力を容認しない環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図っていただきたい。

また、被害者の安全確保及び緊急避難を行う体制を充実するとともに、被害者が自立し、安心して暮らすことができるよう様々な支援に取り組んでいただきたい。

4 防犯防災分野における男女共同参画の推進について

防犯や防災体制を強化し、誰もが安全に安心して生活ができる社会を築くためには、日頃から地域の人々が共通認識を持ち、協力し合うことが必要である。取り組むに当たっては、災害、犯罪又は事故等に遭うリスクや、それらを受けた際の影響について、男女の違いに十分に配慮した対策及び対応が行われることが重要である。

しかし、災害等の非常時には、避難所等における固定的な性別役割分担意識に基づく業務負担の偏りや、共有空間で生活環境を整備する際の性差等への配慮不足等が問題となることがある。国内の過去の事例では、特に、避難所における授乳室、更衣室、及び洗濯干し場の設置や、女性の生活用品の配備等が不十分であったことが問題となった。

これらの背景には、防犯及び防災の主体を担う自主防犯組織や自治会における意思決定過程等での女性の参画が不十分であることが一因として指摘されている。

平常時の防犯及び防災対策や、非常時の初期対応、避難所運営及び被災地復興等に関する、意思決定及び各作業等の全ての過程において、男女がともに参画し、双方の視点に立った対応が行われるような環境を構築するよう取組を進めていただきたい。

5 計画の進捗管理について

男女共同参画を推進するために本計画に位置付けられている事業は、多岐の分野に渡り、各取組内容を実現するためには庁内の各課が協力し合いながら重点的に取り組むとともに、適宜、国や県等とも連携することが不可欠である。

各事業の担当課においては、事業の目的や目標を適切に設定し、男女共同参画の推進を常に念頭に置いて業務を遂行していただきたい。男女共同参画の所管課においては、本計画の主旨にのっとり事業が遂行されるとともに数値目標が達成されるように、各担当課への情報共有や連絡調整を綿密に行い、適切に進捗管理を行っていただきたい。

4. 北本市男女共同参画推進委員会設置規定

平成24年5月31日
訓令第13号

(設置)

第1条 北本市男女共同参画推進条例（平成18年条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例第11条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び見直しに關すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の推進及び調整に關すること。
- (3) 基本計画の進捗状況及び成果の評価に關すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現に關し、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(委員等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を總理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に北本市男女共同参画庁内推進会議設置要綱を廃止する要綱（平成24年5月7日市長決裁）により廃止された北本市男女共同参画庁内推進会議において決定された事項については、第1条の規定により設置された北本市男女共同参画推進委員会によって決定された事項とみなす。

附 則（平成28年訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行政経営課長	総務課長	くらし安全課長	市民課長	産業観光課長	共生福祉課長	障がい福祉課長
子育て支援課長	保育課長	健康づくり課長	高齢介護課長	保険年金課長	都市計画政策課長	学校教育課長
		生涯学習課長				

5. 北本市男女共同参画都市宣言

北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
互いに人権を尊重し 責任を担い
性別にとらわれることなく
世代を超えて
多様な生き方を認め合い
家庭 学校 地域 職場で
自分らしく輝き
心豊かにいきいきと
暮らせるまち 北本市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成18年11月19日

北本市

6. 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向かって様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその

他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進する

ように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置

は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日
法律第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雜則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退

去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第2項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年6月26日法律第46号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定す

る配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年5月25日法律第52号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日
法律第 64 号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
- 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)
- 第5章 雜則(第30条—第33条)
- 第6章 罰則(第34条—第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、

本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1

項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に

基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第78号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるとこ

ろにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1

項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長

に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかつた者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- (2) 略
- (3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。）、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中國家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

北本市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日
条例第1号

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市長、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようによること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点に配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。
3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定期割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。
2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切

に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第15条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関する講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第21条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

7. 用語解説

A～Z

● DV（配偶者等からの暴力）

配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことをいう。暴力には、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要及び経済的圧迫等が含まれる。

● DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成 13（2001）年 4 月に公布された。DV の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。平成 16（2004）年の改正により、暴力の定義の拡大や、保護命令の対象の拡大などが行われたほか、国において「基本方針」が定められた。令和元（2019）年 6 月の改正により、児童虐待と密接な関連があるとされる DV 被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携及び協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されるとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化された。

● L G B T Q

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、体の性と心の性が一致しない人）、Questioning（クエスチョニング、性自認を定められないまたは定めない人）それぞれの頭文字からとった性的マイノリティ（性的少数者）の総称のことをいう。その他にも、男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人（X-gender）などの様々なセクシュアリティの人が存在する。

● M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別に見た際に表れる「M字」の曲線のことを指す。結婚や出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字を描く。

● P D C A サイクル

管理業務を円滑に進める手法の一つであり、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

● S N S

「Social Networking Service」の略で、様々な事業者により提供される利用者間でのコミュニケーションのためのサービスのことをいう。

● S O G I

恋愛や性愛がいずれの性別を対象とするかを表す Sexual Orientation（性的指向）と性別に関する自己意識のことを指す Gender Identity（性自認）の頭文字をとった略称のことをいう。

あ行

●アジェンダ

会議における検討課題のことをいう。

●アンコンシャス・バイアス

無意識の思い込みのことをいう。「女性には女性らしい感性がある」「男性は仕事をして家計を支えるべき」「女性は感情的になりやすい」などが例として挙げられる。

●育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

平成3（1991）年5月公布の「育児休業等に関する法律（育児休業法）」に介護休業を盛り込む改正が行われ、平成7（1995）年6月に公布された。育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。令和3（2021）年6月の改正により、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠若しくは出産の申出をした労働者に対する個別の周知及び意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれた。

●インクルーシブ

「包括的、物事の全体を包み込む」という意味の言葉で、福祉や教育、ビジネスに関するシンジで使用されることが多い。

●エンパワーメント

「力（パワー）をつける」ということであり、女性と女児のエンパワーメントは、女性と女児が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的、経済的及び政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

か行

●高齢化率

高齢者人口が、総人口に占める割合のことをいう。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数を表す。

さ行

●ジェンダー（gender）

生物学的な性別（sex）に対して、社会的、文化的につくられる性別のこと。世の中の

男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。指す。

● ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表している経済、教育、健康及び政治の4つの分野から算出される男女の格差を示す指数のこと。指す。

● ジェンダー平等

一人一人が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かれ合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。指す。

● 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和 54 年（1979 年）に国連総会で採択され、日本は昭和 60 年（1985 年）に批准した。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。

● 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27（2015）年 9 月に公布された。これにより、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定及び公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられた。令和元（2019）年 6 月の改正により、一般事業主行動計画の策定や情報公表義務の対象が常用労働者 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大することや、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等への防止対策の強化等が盛り込まれた。

● セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動、又は他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のこと。性的な言動とは、性的な関心や欲求に基づくものをいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

● セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。指す。

た行

● 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。指す。

●男女共同参画社会基本法

平成 11（1999）年 6 月に公布された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

●男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

昭和 47（1972）年 7 月に公布された。女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定している。平成 18（2006）年 6 月の改正により、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠や出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、格差解消のための是正措置の推進等が定められた。また平成 28（2016）年 3 月の改正により、妊娠や出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設された。

●デートDV

恋人などの親密な関係にある者（配偶者等を除く。）の一方から他方に対してふるわれる暴力のことをいう。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力等が含まれる。

●テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことをいう。tel（離れて）と work（仕事）を組み合わせた造語であり、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT を使って仕事をすることを意味する。

は行

●パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップの関係にある 2 人に対し婚姻に相当する関係と認め、各自治体が独自に証明書を発行する制度のことをいう。

●パープルリボン

国が毎年 11 月 12 日から同月 25 日まで実施する「女性に対する暴力をなくす運動」において、女性に対する暴力根絶のシンボルとして位置付けられている。

●パタニティ・ハラスメント

配偶者の妊娠若しくは出産、又は育児を事由として休暇や時短勤務を希望又は利用する男性従業員に対する嫌がらせのことをいう。

●パワー・ハラスメント

職場等の組織内で行われる職務上の地位等の優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、精神的又は身体的に苦痛を与えられる等により労働者の就業環境が害されることをいう。

●フレックスタイム制度

労働者が日々の始業時刻や終業時刻、労働時間自ら決めるこことによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度のことをいう。

ま行

●マタニティ・ハラスメント

妊娠若しくは出産、又は育児を理由に休暇や時短勤務を希望又は利用する女性従業員に対する嫌がらせのことをいう。

ら行

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

個人の自己決定を保障する考え方で、生涯にわたって身体的、精神的及び社会的な健康を維持し、子どもを産むか否か、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

●労働力率

就業者数と完全失業者数を合計した労働力人口が、15歳以上の人口に占める割合のこと。

●ロールモデル

行動や考え方方が他の人の模範となる人物のことを指す。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことを指す。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて様々な生き方を選択し、実現できることを示す。

第六次北本市男女行動計画
(北本市男女共同参画プラン)

令和 5 年 3 月

北本市 総務部 人権推進課
住所 〒364-8633 北本市本町 1-111
電話 048-591-1111(代表)